

部外秘

昭和十三年九月

航海士勤務参考書

海軍兵學校

航海士勤務參考書

目次

第一章	航海士勤務	一
第二章	航海科ノ編制	二
第三章	航海科員ノ職責	二
第一項	航海長ノ職務	二
第二項	航海士ノ職務	四
第三項	學航海長ノ職務	五
第四項	信號長ノ職務	五
第五項	見張員ノ職務	五
第六項	操船長ノ職務	六
第七項	航海幹部附ノ職務	六
第八項	信號員、見張員職務	六

第九項 操舵員ノ職務

第十項 航海要具庫員ノ職務

第四章 航海士ノ勤務

第一項 教育訓練

第一目 掌信號兵教育

第二目 通信檢定

第三目 操舵員教育

第四目 操舵檢定

第五目 見張員教育

第六目 見張檢定

第七目 航海術補習教育

第二項 艦橋勤務

第一目 出港前ノ作業

第二目 出港前ノ艦橋準備

第三目 航海中ノ勤務

	第四目	入港前ノ作業	二三
	第五目	入港後ノ作業	二三
	第三項	日常勤務	二三
	第一目	經線儀甲板時計ノ取扱時刻ノ整合	二三
	第二目	經線儀日誌	二六
	第三目	航泊日誌	二六
	第四目	當直記錄	二八
	第五目	海軍信號誌	二八
	第六目	艦艇記錄及同草案	二八
	第七目	羅針儀經歷誌	二九
	第八目	轉輪羅針儀日誌及同來歷簿	二九
	第九目	艦艇測程儀經歷簿	三〇
	第十目	測深儀日誌、探信儀日誌	三〇
	第十一目	艦橋命令簿	三〇
	第十二目	航海長通達簿	三〇

第十三目	現狀報告	三一
第十四目	艦橋諸要表ノ整備	三一
第十五目	法令、命令、日令、雜輯綴	三二
第十六目	海上氣象觀測通報報告	三三
第十七目	航海報告、見工具合、對景圖報告	三四
第十八目	天氣圖作製、天氣豫報	三四
第十九目	船體船具保存整理原簿	三五
第二十目	實況檢査	三六
第二十一目	航海術要誌	三六
第四項	兵備品取扱	三七
第一目	航海長主管船體艤裝品	三七
第二目	兵備品	三八
第三目	圖書取扱	三九
第一節	圖書ノ種類	四一
第二節	機密書類	四二

別表

第五章

航海士トシテ研究ヲ要スル事項

第三節	秘密圖書	四三
第四節	軍事教育圖書	五五
第五節	水路圖誌、航空圖誌	六二
第六節	軍令部刊行圖書	六五
第七節	雜書	六九
第八節	圖書一般ニ關スル事項	七二
第一	引繼圖書	七二
第二	圖書借用	七二
第三	新圖書紹介	七三
第四	帳簿検査及實況検査並檢閲	七四
第五	證憑記註ニ關スル注意事項	七五
第六	受拂簿ノ作り方	七六
第七	事務用印版	八一
		八三

- | | |
|------|-------------|
| 第一 | 送付表 |
| 第二 | 受拂簿ノ記註 |
| 第三 | 領收票 |
| 第四、五 | 還納表 |
| 第六 | 受拂簿ノ記註 |
| 第七、八 | 請求票 |
| 第九 | 借用請求票 |
| 第十 | 貸與品ノ借用票 |
| 第十一 | 秘密圖書還納目錄 |
| 第十二 | 圖書燒却報告 |
| 第十三 | 新刊圖書目錄 |
| 第十四 | 受拂簿ノ記註法 |
| 第十五 | 航海士一般勤務表 |
| 第十六 | 兵備品出納ニ關スル諸官 |

第一章 航海士勤務

航海士

航海長ノ命ヲ承ケ服務シ其ノ職務ヲ分擔補助シ部下下士官兵ノ才幹、性行、技能、健否等

ヲ詳知シ其ノ服務ノ狀況ニ注意シ時々之ヲ航海長ニ報告シ之ガ進退等ニ關シテハ其ノ議ニ參與スベキ

モノナリ

故ニ航海士タルモノハ克ク航海長ノ職責ヲ研究知悉シ常ニ積極的態度ヲ以テ勤務ニ精勵シ航海長補佐ノ職責遂行ニ遺憾ナカラシムコトヲ期スルト共ニ更ニ進ンデ航海術ノ研究修得ニ努メザルベカラズ

航海士ノ勤務ハ多岐多様ニ亘リ煩雜ヲ極ムルガ如シト雖モ熱烈ナル意氣込ト努力ヲ以テ精勵セバ之

ヲ遂行スルニ難カラズ以下章ヲ追ヒテ詳述スベシ

第二章 航海科ノ編制

航海科ノ戰闘編制並常務編制ハ艦内編制令（内令提要卷二）ニ明カナレバ茲ニ贅言セザレ共勤務ノ基礎ヲナスモノナレバ研究ヲ要ス（別冊「航海科ノ編制」参照）

第三章 航海科員ノ職責

航海長以下航海科員ノ職責ニ關シテハ「艦船職員服務規程」（諸例則卷一）ニ規定シアルモ其ノ戰闘編制ニ於ケル業務ニ付テハ更ニ「艦内編制令」（内令提要卷二）「軍艦部署標準」（昭和十三年内令ヲ以テ試行軍艦戰闘部署標準草案、同別冊、潜水艦潜航部署標準草案、軍艦保安、作業部署標準草案）各艦船部署ニ依リ研究スル所アルベシ

第一項 航海長ノ職責

艦長ノ命ヲ受ケ其ノ擔任所掌ニ關係アル事項ニ付艦長ヲ補佐スルモノニシテ大略次ニ示スガ如シ

- (イ) 水路嚮導行船操艦ノ案畫並ニ實施
 - (ロ) 航海操縦上ノ性能檢測
 - (ハ) 信號ニ關スルコト
 - (ニ) 見張ニ關スルコト
 - (ホ) 氣象ニ關スルコト
 - (ヘ) 航海科員教育ノ案畫指導
 - (ト) 主管船體艤裝品及兵備品ノ整理保管
 - (チ) 航海科員ノ誘導監督
 - (リ) 主管兵器ノ檢査器差ノ測定並ニ修理
 - (ル) 水路圖誌ノ改補
 - (レ) 時刻整合
 - (ヲ) 關係戰則部署内規操式教範其ノ他諸法規實施ノ確否監督
 - (ウ) 航海日誌、艦艇記録、航海術要誌、經線儀日誌等諸帖簿記録ノ保管整理
- 但シ右ノ外旗艦又ハ分遣隊首席指揮官乘艦ノ航海長ハ司令長官又ハ司令官若シクハ分遣隊首席指揮官ノ命ヲ承ケ隊務ニ參與シ艦隊航路及泊地ニ關スルコトヲ掌ルモノトス（諸例則卷一「艦隊令第四十三

條「參照」

(註) 航海長補佐管ハ航海長ノ令ヲ承ケ其ノ業務ヲ補助シ又ハ航海科一部ノ指揮ヲ分掌スル者ニシテ通例見張指揮官航海科分隊長タリ

第二項 航海士ノ職務

航海長ノ命ヲ受ケ其ノ職務ヲ分擔補助スルモノニシテ一般ニ航海士自ラ直接掌理スベキ事項概ネ次ノ如シ

- (イ) 航海科ニ於ケル出港準備
- (ロ) 出入港及諸運動中ノ信號作製解讀
- (ハ) 日出沒時及高低潮時ノ算定
- (ニ) 時刻整合
- (ホ) 航泊日誌及信號誌ノ整理其ノ他諸日誌記註及氣象報告作製艦艇記錄現狀報告案作製
- (ヘ) 天氣圖ノ作製
- (ト) 水路圖誌ノ改補受拂並ニ保管
- (チ) 秘密圖書軍事教育圖書經理規程外圖書ノ受拂並ニ保管
- (リ) 航海兵器ノ保管取扱

(三) 航海科員ノ教育並ニ監督

(註) 見張指揮官附ヲ令セラレタル時ハ見張指揮官ノ令ヲ承ケ其ノ業務ヲ補助スルト共ニ見張員ヲ教育指導確督シ且一部ノ見張指揮ヲ分掌ス

第三項 掌航海長ノ職務

航海長ノ命ヲ受ケ主トシテ兵器要具需品ノ供給整備ヲ掌ルモノニシテ航海科ノ他ニ配置ニアル乗組特務士官准士官ヲ以テ之ヲ兼ネシムルヲ例トス其ノ職務ノ大略ヲ舉グレバ次ノ如シ

- (イ) 航海長主管船體艦船裝品及兵備品(圖書圖誌類ヲ除ク)ノ出納整備保管
- (ロ) 航海長主管中所掌兵備品ノ出納ニ關スル諸帳簿書類ノ保管整理

第四項 信號長ノ職務

信號指揮官ノ命ヲ承ケ兵器諸裝置ノ整備ヲ分擔シ信號員ノ業務ヲ直接監督シ又ハ一部ノ信號通信ノ指揮ヲ分掌スルモノニシテ乗組特務士官准士官ヲ以テ之ニ充ツ

第五項 見張長ノ職務

見張指揮官ノ命ヲ承ケ兵器及諸裝置ノ整備ヲ分擔シ見張員ノ業務ヲ直接監督シ又ハ一部見張指揮ヲ分掌スル者ニシテ乗組特務士官准士官ヲ以テ之ニ充ツ

第六項 操舵長ノ職務

航海長ノ命ヲ承ケ兵器諸装置等ノ整備ヲ分擔シ操舵ノ業務ヲ監督シ又應急處置ノ實施ニ任ズルモノニシテ乗組特務士官准士官ヲ以テ之ニ充ツ其ノ職務ノ大要ヲ擧グレバ次ノ如シ

(イ) 操舵業務ノ監督

(ロ) 操舵装置航海兵器取扱ニ關スル教育實施ノ補助

第七項 航海幹部附ノ職務

上長ノ命ヲ承ケ航海ニ關スル業務ヲ補助ス即チ艦位測定補助氣象觀測諸記錄ノ記註通信傳令等ノ勤務ニ服ス

第八項 信號員見張員ノ職務

航海長分隊長當直將校等ノ命ヲ承ケ信號、見張等ニ關スル業務ニ從事シ信號所見張所等ヲ整頓シ且航泊ヲ問ハズ艦橋當直ノ勤務ニ服スルモノトス

第九項 操舵員ト職務

航海長分隊長當直將校等ノ命ヲ承ケ舵、舵取装置（機關長主管ノ部ヲ除ク）舵取室航海兵器等ヲ整頓シ且航海中ハ操舵當直ノ勤務ニ服スルモノトス

第十項 航海要具庫員ノ職務
掌航海長ノ命ヲ承ケ火工兵器需品要具等ノ配給ヲ爲シ倉庫ノ整頓ニ任ズ

第四章 航海士ノ勤務

第一項 教育訓練

航海長ハ航海科教育主任者トシテ航海、信號、見張、氣象等ノ教育ヲ按畫指導シ航海士ハ其ノ補佐官トシテ之ガ實施ニ任ジ其ノ進歩齊一ヲ圖ルモノトス

航海科教育ヲ大別シテ科員ニ對スル教育ト科員ヲ除ク全員ノ補修教育トス航海科ニ屬スル下士官兵ハ編制及勤務ノ關係上動モスレバ不規則ニナリ易キヲ以テ航海士タルモノハ科員ノ紀律維持ニ就テハ不斷ノ注意ヲ怠ルベカラズ

學術教育技能教育ノ内専門ノ技術ニ屬スルモノハ掌航海長操舵長ニ俟タザルベカラザルモ決シテ之ヲ放任スルコトナク常ニ教育ノ進行經過ヲ稽へ適切ナル指導ヲ怠ルベカラズ又適宜ノ機會ヲ捉へテ科員ニ普通學ヲ授ケ勤務ニ必要ナル智識ヲ與へ其ノ能率ヲ上グルト同時ニ之ニヨリ兵員各自ノ向上發展ヲ圖ルヲ要ス

尙次ノ諸規程ヲ參照スベシ

(イ) 軍隊教育規則(諸例則卷三)

- (ロ) 艦隊運動訓練規則並ニ通信訓練規則（内令提要卷二）
- (ハ) 年度鎮守府（艦隊）教育方針（鎮守府（艦隊）命令綴）
- (ニ) 年度基本部教育計畫（基本部教育記録）
- (ホ) 航海科教育方針（航海科教育記録）

第一目 掌 信 號 兵 教 育

掌信號兵ハ掌電信兵ト相俟ツテ艦ノ耳目タルモノニシテ其ノ不熟不敏ハ命令報告發受ノ正確ト敏活トヲ缺キ大ニシテハ艦隊ノ作戰ヲ齟齬シ小ニシテハ一艦ノ行動作業ヲ誤ラシムルニ至ルヲ以テ直接掌信號兵ノ教育監督ニ任ズル航海士ノ責任亦重大ナリト謂フベシ

掌信號兵ノ技術ハ連綿不斷ノ訓練ヲ要スルヲ以テ一般ニ當直勤務ノ勞ヲ休ム遑モナク教練ニ從事スルノ有様トナリ且當直勤務ノ關係上寢食モ不規則ヲ免レ離キヲ以テ不知不識ノ間ニ不規律ニ流レ易キモノトス航海士ハ深ク此ノ點ニ留意シ平素ノ教育訓練モ此ノ意味ニ於テ最モ嚴肅ニ施行スルヲ要ス喇叭ノ教育モ亦缺ク可ラザルモノニシテ掌信號兵ノ吹奏スル號音ニシテ拙劣ナランカ外ニ對シテハ一艦ノ威嚴ニ關シ内ニ對シテハ兵員ノ動作ニ惰氣ヲ生ズルモノナリ喇叭練習ニハ海軍喇叭譜ニヨリテ調ヲ整フルコトモ必要ナレ共時々陸上吹奏行軍ヲ行ヒ持久力ヲ養フコト肝要ナリ要スルニ掌信號兵ノ教育ハ當直勤務ノ遂行ヲ第一義トセザル可カラズ

配置教育ハ信號長ヲシテ實施セシムルヲ例トスルモ信號法其ノ他關係諸法規ノ教育ハ努メテ航海士自ラ之ニ當ル可シ故ニ航海士タルモノハ信號術ニ關シテハ常ニ研究ヲ怠ラズ技術方面ハ兎モ角信號諸法規ニ關シテハ最モ精通シ居ラザルベカラズ旗旒信號教練等ノ場合ハ自ラ信號書ヲ携ヘ之ニ參加シ自ラノ教練トナスト共ニ親シク教練ヲ指導スルガ如ク心懸クルヲ要ス斯クセバ信號員ヲシテ教練ニ熱心ナラシメ士氣ヲ鼓舞スル上ニモ有効ナリ尙又時々信號術及勤務上ニ關スル座學ヲ行フヲ要ス其ノ主ナル教授項目ヲ舉グレバ次ノ如シ

- (イ) 信號法（諸信號書及信號ニ關スル法令ニ依リ口授）
- (ロ) 海軍旗章令ノ概要（諸例則卷四）
- (ハ) 海軍禮砲令ノ概要（同 右）
- (ニ) 海軍禮式令ノ概要（同 右）
- (ホ) 旗章掲揚内規（第一艦隊法令）
- (ヘ) 當直記録記註法（諸例則卷三、航泊日誌取扱及記註心得海洋氣象觀測心得）
- (ニ) 當直艦ニ關スル事項（諸例則卷三「當直艦規則」第一艦隊法令及各鎮守府、要港部例規「當直艦内規」）
- (オ) 所在軍港要港開港場港則ノ摘要（諸例則卷三「海軍區港灣」）

(ウ) 軍艦日課規則ノ概要(軍艦例規)

(エ) 航海長主管兵器ノ取扱法

(オ) 信號員心得(軍艦例則)

(カ) 國際海上衝突豫防規則ノ概要(諸例則卷三)

(キ) 商船及外國軍艦ノ識別(教育圖書「社旗ト圓筒」“Fighting Ship”)

(ク) 水路圖誌取扱心得

(コ) 氣象學ニ關スル概念

(カ) 航法ニ關スル概念

掌信號兵ノ教育ニ關シテハ前項ノ外軍隊教育規則通信訓練規則海軍檢定褒賞令同施行規則(内令提
要卷二)ヲ參照スベシ

第二目 通 信 檢 定

通信檢定ニハ航海士委員トシテ直接之ニ關與シ之ガ實施並ニ成績ノ調査ニ當ルモノトス通信檢定ニ
關シテハ次ノ諸規程ヲ參照スベシ

(イ) 通信訓練規則(内令提要卷二)

(ロ) 通信檢定實施標準(毎年度初頭内令ニテ出ヅ)

(ハ) 年度鎮守府（艦隊）通信檢定實施要領（毎年度鎮守府（艦隊）命令ニテ出ヅ）
 (ニ) 年度通信檢定實施方案（毎年度鎮守府（各戰隊）信號檢定委員長ヨリ出ヅ）
 (ホ) 海軍檢定褒賞令施行規則（内令提要卷二）

(ヘ) 同右ニ依ル年度賞ノ種類及授賞區分（毎年度初頭内令ニテ出ヅ）

(一) 信號 檢 定

掌信號兵ニ對シテハ毎年度信號檢定ヲ施行シ其ノ技倆ヲ査定シ成績ヲ各自ノ履歷ノ「海軍戰技成績並褒賞ノ授與返納」ノ欄ニ記入ス之ガ細目ニ就イテハ前記法規ニ依ルモノトス

(二) 日 常 檢 定

信號檢定ノ一部ヲナスモノニシテ日常勤務ヲ基礎トシテ採點ス其ノ實施ノ方法ハ航海長ノ意見ヲ基礎トシテ航海士主トシテ立案シ掌航海長ヲシテ實施セシム從ツテ之ガ實施ニ當リテハ良ク前記法規ニ從ヒ各員ノ技能ノ向上ヲ計リ檢定ニ興味ヲ持タシムルト共ニ優秀ナル成績ヲ舉ゲ得ル如ク指導監督セザル可カラズ

通信檢定ニ參與シ其ノ成績優秀ナルモノニハ通信優等章ヲ授與セラレ更ニ當該教育年度ヲ除キ最近五ケ年以内ニ於テ三回通信檢定ニ從事シ毎回優等章ヲ授與セラレタルモノニ對シテハ通信優等徽章ヲ授與セララル

第三目 操舵員教育

操舵員ノ巧拙ハ直ニ航行保針燃料費額艦ノ保安ニ關係ス故ニ此等重要配置ニアル操舵員ノ教育ハ最モ慎重ニ取扱ハザル可カラズ操舵法ノ最良教育法ハ之ガ實施ニ在リ然レ共直接操艦ニ當ラザル航海士トシテハ之ガ指導ニ任ズルノ機會少シト雖モ平素ニ於テ艦船ノ操縦性能艦隊ノ運動法等ニ關シ相當ノ智識ヲ與ヘ實施ノ際自得スルノ能力ヲ與ヘ置クコトハ航海士ノ任タルベシ又操舵裝置ノ整備ハ最肝要ノコトニシテ操舵員ヲ督勵シ航海士自ラ監督指導シ其ノ完備ヲ期セザル可カラズ

操舵員ハ又轉輪羅針儀航跡自畫器測深儀測程儀等精密ナル航海兵器ヲ受持ツモノナレバ航海士ハ之等ニ就イテモ充分ノ研究ヲナシ殊ニ其ノ理論ニ於テハ最モ精通シ操舵員ヲ指揮監督スルコトハ兵器ノ使用者トシテ將又操舵員ノ教育者トシテ緊要ノコトナリ

第四目 操舵檢定

操舵檢定ニハ航海士委員トシテ直接之ニ關與シ之ガ實施並成績ノ調査ニ當ルモノトス操舵檢定ニハ次ノ諸規程ヲ參照スベシ

- (イ) 艦隊運動訓練規則（內令提要卷二）
- (ロ) 操舵檢定實施標準（毎年度初頭內令ニテ出ヅ）
- (ハ) 年度鎮守府（艦隊）操舵檢定實施要領（毎年度鎮守府（艦隊）命令ニテ出ヅ）

(二) 年度操舵檢定實施方案(各艦)

(a) 海軍檢定褒賞令施行規則(內令提要卷二)

(b) 同右ニ依ル年度賞ノ種類及授賞區分(每年初頭內令ニテ出ヅ)

(一) 操舵檢定ハ操舵員ノ技倆ヲ査定スルモノニシテ其ノ綜合成績ヲ各自ノ履歷ノ「海軍戰技成績並

褒賞ノ援與返納」ノ欄ニ記入ス此ガ細目ニ就テハ前記法規ニ依ルモノトス

航海士ハ本實施方案ニ基キ航海長ヲ補佐シテ自ラ之ガ實施指導ニ當ラザル可カラズ

(二) 日常檢定

日常航海中時折所續ヲ調査シ或ハ日常ノ勤務ニ關シ航海長航海士ノ氣付ケル點ヲ記載シ置キ日

常勤務ノ成績決定ノ資料トナス

操舵檢定ニ參與シ其ノ成績優秀ナルモノニハ操舵優等章ヲ授與セラル

第五目 見張員教育

見張ハ戰鬪並ニ諸訓練作業ノ重要々素ナリ殊ニ戰鬪中掌信號兵ニハ固有見張配置アリサレバ之ガ指導者タル航海士ハ良ク斯術ニ精通シ平素ヨリ之ヲ活用シ得ル如ク部下ヲ教育セザル可カラズ近時眼鏡ノ發達ハ極メテ顯著ナリト雖モ之ガ使用法ノ良否ハ見張能力ニ影響スルコト大ナリサレバ之等兵器ノ構造取扱調整ハ勿論之ガ活用法ヲ熟知セシメ其ノ能率ヲ最大ナラシムル如ク教育スルヲ要ス然リト雖

モ之ガ具體的教育實施ハ極メテ困難ナルモ努メテ工夫ヲナシ機會教育ヲ施シ時々見張競技ヲ實施スル等ノ方法ニ依リ技倆ノ向上ヲ計ラザル可カラズ

第六目 見張檢定

見張技倆ノ向上進歩ヲ圖ル爲メ艦隊運動訓練規則ニ依リ第一第二艦隊所屬及聯合艦隊附屬ノ艦艇ニ對シテハ毎年見張檢定ヲ實施セシメラル航海士ハ見張指揮官附トシテ檢定委員ヲ命ゼラルコトアルヲ以テ見張檢定實施標準同實施細則等ニ準據シ見張指揮官ヲ補佐シ實施ニ關與シ技能進歩ニ資スルト共ニ教育ノ齊整ヲ企圖スルヲ要ス

之ガ爲メ日常見張員ノ勤怠成績等ニ關シ注意ヲ怠ル可カラズ

第七目 航海術補習教育

補習教育ハ乗員全部ニ對シ一般ニ必要ナル航海術ノ智識ヲ與フルヲ目的トスルモノナレ共各科共配置教育ニ追ハレ補習教育ニハ充分ナル時間ヲ與ヘラレザルヲ例トスルモ大略水兵員ニ對シテハ國際海上衝突豫防規則、航路標識概要、天候及潮汐ニ關スル事項、操舵裝置概要、操舵法概要、航海兵器、救難浮標、救命浮標使用法、手信旗號、内外國旗章、海上見張心得ヲ機關員特務員ニ對シテハ航路ノ話手旗信號ヲ教フルノ必要アリ

第二項 艦 橋 勤 務

第一目 出港前ノ作業

出港前適宜ノ時機ニ行動區域ニ關係アル海圖水路誌燈臺表等ニ依リ物標險難氣象海潮流等ヲ調査シ置キ實地ニ就キ對象研究シ自己啓發ニ努ムベキハ勿論水路告示軍機水路告示等ニ就キ圖誌ノ補正ニ誤謬遺漏ナキヤヲ檢スルヲ要ス特ニ水路圖誌改補ニ關シテハ後述スル處アルモ深甚ノ注意ト努力トヲ以テ之ニ當ルヲ要シ出港前行動ニ關係アル水路圖誌ハ所在鎮守府文庫ニ於テ照合シ又官報及無線電信水路告示ニ據リテ補正スルコト肝要ナリ

航海セントスル數日前航海士ハ關係方面ノ海圖水路誌燈臺表航海年表潮汐表等ヲ取揃ヘ航海長ニ提出ス航海長ハ之ニ依リ航海計畫ヲ立案シ艦長ノ承認ヲ得テ之ヲ決定シ圖誌類ヲ返却サル航海士ハ其ノ豫定航路ニ基キ決定航路表ヲ作製スルト共ニ航路ニ關シ左記事項ヲ研究シ置クヲ要ス

- (イ) 航海中ニ於ケル日出没月出沒潮汐海流
- (ロ) 航海スベキ方面ノ氣象
- (ハ) 航路附近ニ於ケル航路標識
- (ニ) 目的地ノ港則
- (ホ) 演習教練等ノ作業アル場合ニハ關係書類ニ就キ充分ノ研究ヲ遂ゲ規約信號等ハ自ラ之ヲ熟

知スルト共ニ信號員ニモ必要事項ヲ教示シ置ク可シ

(ハ) 航海諸兵器ノ手入整備ヲ勵行セシメ不慮ノ故障防止ニ努ム可シ

第二目 出港前ノ艦橋準備

ニテ測定セル出港時ノ吃水日ノ日出没時月齢月出沒時高低潮時當日ノ作警豫定等ヲ艦橋備付ノ
 黑板ニ記入シ總テ出港差支ナキヲ確メタル上其ノ整備ヲ航海長ニ報告ス可シ航海士ハ出港三十分前ニ
 ハ艦橋ニ在リテ旗艦ノ信號ニ應ズルノ用意アルヲ要ス而シテ出港五分前迄ニハ副直將校ヲ交代シ(出
 入港部署ニ在リテハ航海士ハ副直將校トナル)要スレバ出港信號等ヲ用意シ置キ艦長ノ命アラバ之ニ
 即應シ得ルノ準備ナカル可カラズ

(一) 航海士自ラ艦橋ニ準備スベキモノ凡ソ次ノ如シ

(イ) 航海年表、潮表、燈臺表其ノ他關係水路書誌

(ロ) 各種信號書程式(碇泊中當直將校用トシテ使用中ノモノヲ箱ノ儘艦橋ニ携行シ備付タルヲ

便トス)

(ハ) 艦橋要表(之字運動用板等ヲ含ム)

(ニ) 艦橋命令簿

- (二)
 - (イ) 掌航海長ヲシテ準備検査セシムベキモノ
 - (ロ) 三角定規、兩脚器、鉛筆、字消護謄、文鎮、變針報告用紙、切取紙、雜用紙等ヲ海圖臺ニ備フ
 - (ハ) 信號旗、回轉増減信號旗、速力標等ノ準備
 - (ニ) 艦長、航海長、當直將校、航海士、副直將校用双眼鏡ヲ備フ
 - (ホ) 救難浮標ノ検査救命浮標ノ準備
 - (ヘ) 汽角汽笛ノ検査
 - (ニ) 航海諸燈各種信號燈等ノ準備及點滅検査
- (三)
 - (イ) 操舵長ヲシテ準備検査セシムベキモノ
 - (ロ) 轉輪羅針儀ノ準備
 - (ハ) 操舵裝置ノ検査
 - (ニ) 舵柄信號裝置ノ検査並ニ合セ方

(二) 艦橋機械室間諸通信器ノ検査

(三) 測程儀ノ準備

(四) 測深準備

(ト) 要スルトキハ操舵用羅針儀及通信器ノ燈火（油燈共）ノ準備及點滅検査

第三目 航海中ノ勤務

出入港、陣形運動、狹水道通過諸教練諸作業ノ際ハ勿論航海中ハ成ル可ク艦橋ニアリテ航海長ヲ補佐シ航海科員ヲ監督ス可シ夜間ト雖モ艦長若クハ航海長ノ艦橋ニ在ル間ハ艦橋ヲ下ラザルノ決心ヲ以テ勤務シ特ニ變針時ニハ必ズ艦橋ニ在ル如ク心掛クルヲ要ス

豫定航路變針時ノ十分前ノ艦長參謀ニ届クルヲ要スルヲ以テ約十五分前ニ確實ナル位置ヲ測定シ之ニヨリ變針點變針時機ヲ決定シ變針報告用紙ニ記註シ二枚ヲ當直將校（副直將校）ニ渡スベシ當直將校（副直將校）ハ之ニヨリ一枚ヲ參謀ニ届ケタル後手渡シ一枚ハ艦長ニ届ケタル後當直信號員ニ渡シ以テ當直記錄ニ記註セシム變針報告用紙ハ次ノ如キ様式ヲ可トス

變針報告用紙

刻時	
目標	ヲ
方位	ニテ
距離	ニ變針
新針	
位置	N S E W
新針	ニ變針
路	
記事	

又毎時ノ實航程ヲ出シ當直記録ニ記註セシム之ガ爲メ目標ヲ確實ニ認識シ得ル場合ニハ毎十五分ニ艦位ヲ測定スルコト必要ニシテ數時間艦位測定不可能ノ場合ニハ前後二回ノ艦位測定ニヨリ毎時平均實航程ヲ算定シ當直記録ニ記註セシム

午前六時至午後六時正ノ位置要スレバ海潮流ノ流向流速ヲ當直記録ニ記註セシメ置クヲ要ス
 尚ホ機會アル毎ニ當直記録ヲ調査シ加除訂正シ記録ヲシテ誤リ無カラシムコト肝要ナリ又航海士ハ各種信號書ノ使用法ニ熟達シ殊ニ艦隊運動程式運動内規等ヲ熟知シ置クベシ艦隊ニ於ケル信號書ハ數種アリテ特定信號モ色々アリ副直將校元ヨリ信號法ヲ會得シアルベキモノナルモ航海士ハ如何ナル信號ニ會シテモ間誤付ザル丈ノ素養アルヲ要シ尙信號ニ關シテハ副直將校ヲ教育スルノ氣慨アルヲ要ス

狭水道ニハ船舶通航信號所潮流信號所ノ設アル所アルヲ以テ通過時ニ於ケル潮流ノ現状ヲ豫知スルノ外水路誌燈臺表等ニ就キ信號ヲ知悉シ信號ヲ認メタルトキハ直ニ艦長航海長ニ信號ノ意味ヲ報告スルヲ要ス又航海中午後一時ニ海軍信號規程ニ依ル報告信號ヲ行フヲ要スル場合ニハ各科ヲ督勵シ正午ノ資料ヲ可成速カニ得ルニ努ムルヲ要ス

航海士ハ又燈臺表航海年表潮汐表航海表新高度方位角表「バードウード」表其ノ他關係圖誌類ノ使用法ニ習熟シ隨時迅速ニ用ヲ辯ジ得ルノ準備アルヲ要ス殊ニ日月出沒時ノ算出潮時潮流ノ計算新高度方位角表又ハ「バードウード」表ニ依ル太陽ノ眞方向ノ算出ノ如キハ屢々必要ヲ生ズルモノナレバ其ノ方法ハ充分習熟シ置クベシ

部署教練戰技戰鬪等ノ場合ニハ戰鬪配置ニ從ヒ戰鬪戰術トナリ艦内日課ノ施行ヲ掌ルハ勿論艦位ノ測定信號ノ發受航跡圖ノ作製戰鬪（演習）記事行動圖合戰圖運動記錄資料ノ蒐集等艦橋ニ於ケル記錄ハ總テ航海士ノ擔任トス此ノ如キ場合ニハ航海士ハ掌信號兵其ノ他ノ補助員ヲ使用シ周到ナル用意ト熟練トニ依リ迅速確實過誤遺漏ナク之等ヲ處理シ澁滞ナカラシメザルベカラズ思フニ航海士艦橋勤務ノ主任務ハ茲ニアリ旺盛ナル意氣ヲ以テ任務ヲ達成スルハ航海士ノ本來ノ面目ニシテ蓋シ快心ノ事外ラズンバアラス

演習記事合戰圖戰技ノ運動記錄ノ如キハ其ノ終了後即座ニ調製シ提出ヲ要スルコト多シ故ニ是等ノ

調製ニ關シ海戰要務令年度各種戰技實施要領及前年ニ於ケル演習記事等ニ依リ研究ヲ遂ゲ其ノ場ニ臨ミテハ些ノ遲滯ナク片付クルノ手腕ヲ養ヒ置カザルベカラズ之等ノ記註法ニ關シテハ後述スル處アルベシ

第四目 入港前ノ作業

軍港要港及開港場ニ於テハ航行碇泊及灰燼船給水船要請等ニ關シ特種ノ規程アルモノナルヲ以テ入港ニ先立チテ水路誌附錄卷一、二「港則」若クハ諸例則卷三「海軍區港灣」各鎮(要)例規ニ就キ充分研究調査シ置クベシ又海軍公報及各鎮公報ニ依リ在港艦船外國港灣入港ノ際ニハ在東洋列國艦艇所在表等ニ依リ在港外國軍艦ヲ調査シ置クヲ要ス

軍港要港及開港場入港前ニハ艦ノ塵、灰燼ヲ艦外ニ棄テシムベシ又錨場迄五涯ヲ機關科ニ通知スルヲ要スルヲ以テ其ノ時機ヲ艦長航海長ニ報告スルヲ要ス

入港前適宜ノ時機ニ艦底測程儀ヲ揚收セシメ熟練ナル操舵員ヲシテ操舵セシメ固有航海當番測距員等ヲ配員ス

又入港地ノ日出没及高低潮時干満差等ヲ算出シテ之ヲ各室、當直將校、當直信號員ニ配付シ以テ當直勤務並ニ短艇指揮ノ參考資料トナスヲ可トス

様式ハ次ノ如キヲ可トセン

潮 汐 日 出 没 時 表

月 日	所 在	高 潮		低 潮		日 出	日 没	記 事
		午前	午後	午前	午後			

第五目 入港後ノ作業

入校セバ先ヅ使用圖誌類ヲ格納シタル後、總航程、航走時間ヲ計測シ、錨位、水深、底質、錨鎖、碇泊陣形並ニ出入港時ノ吃水其ノ他諸記事ヲ當直記録ニ依リ航泊日誌ニ記註シ、總航程ハ之ヲ機關科ニ通報ス。入港後海軍信號規程ニ據ル報告信號ヲ行フヲ要スル場合ニハ其ノ資料ヲ可成速カニ得ザルベカラズ其ノ他諸報告類ハ可成早目ニ調製整理シ置クヲ可トス。

要スレバ航海長ノ命ヲ受ケ港務部ニ就キ繫留浮標ノ錨鎖錘量ニ關スル諸件ヲ調査シ置クベシ

第三項

日 常 勤 務

圖書取扱法ハ日常勤務ニ屬スルモ便宜上別項ニ記述ス

第一目

經線儀甲板時計ノ取扱時刻整合

經線儀甲板時計ハ六分儀ト共ニ大洋航海ノ生命トモ言フベキ重要兵器ナルヲ以テ航海士自ラ之ガ保

管取扱ニ任ゼザル可カラズ而シテ航海士不在等ノ場合ニ應ズル爲適當ノ下士官ヲシテ經線儀類ノ取扱ニ熟達セシメ置クコトハ必要ナルモ全然下士官兵ニ放任シ顧ミザルガ如キハ絶對ニ不可ナリ毎日行フ手續ヲ述ブレバ次ノ如シ

一、毎朝略一定ノ時刻（午前七時頃行フヲ便トス）ニ經線儀甲板時計ヲ捲ク

二、同右比較ヲ行ヒ經線儀日誌ニ記註ス

三、軍艦旗揚ケ方ノ時刻（午前八時）ヲ甲板時計ニ據リ求メ之ヲ携ヘテ艦橋ニ出テ先任艦ナル時ハ標

時旗ヲ管制シ然ラザル時ハ先任艦ノ標時旗ニヨリ時刻ヲ整合スベシ

四、整合セル時刻ニヨリ艦内ノ時計ヲ捲キ整合スベシ

軍艦旗揚ケ方ノ前ニ時間ノ餘裕アラバ各時計ノ捲キ方及整合ヲナスモ可ナリ

艦内時計中自ラ其ノ捲回整合ヲナスモノヲ擧グレバ概ネ左ノ如シ

艦長公室、士官室、士官大室、時鐘番兵守所、海圖室、艦橋、旗艦ニアリテハ右ノ外

長官公室、參謀事務室

五、日没時ノ管制ハ(三)ニ準ズ

六、原差ノ測定ハ通例無線電信ニ依ル該法ハ精確ニシテ且輕便ナリ内地ニ於テハ東京無線電信局海外

ニ在リテハ所在最寄ノ電信局ヨリ發スル報時信號ニ依リテ少クトモ一週間ニ一度ハ自ラ行フヲ要

原差ハ「グリニッチ」正午ノモノニ換算シ記入シ置クヲ可トス

此等ニ關スル細目ハ次ノ書類ニ就キ知ルベシ

水路誌附録第一卷

東洋燈臺表

七、**日差**決定若クハ變更ハ少クトモ十日以上ノ成績ニ依リテナスベシ

(註)(イ) 經線儀類ニシテ變調故障ヲ發見セバ速ニ工廠ニ修理ヲ請求スベシ

(ロ) 取扱上ノ注意ニ就キテハ大正四年艦本機密兵第七十三號「經線儀取扱心得」ヲ熟讀シ
慎重ニ取扱ハザル可カラズ

八、甲板時計ノ蓋ノ裏ニ厚紙ヲ附ケ次ノ如ク記註シ午前八時日沒遙拜式等ノ時刻ニ對スル甲板時計ノ
示時ヲ鉛筆ニテ記入スル如クスレバ便利ナリ

第二目 經線儀日誌

經線儀日誌ハ經線儀經歷並ニ步軌ノ狀況ヲ記註シ常ニ原差ヲ明カニシ且ツ儀ノ良否判定ノ資料タラシムルモノニシテ航海士自ラ記註スルモノトス

本誌ハ毎月曜日航海長ノ點檢ヲ受ケタル後艦長ノ査閲捺印ヲ受クベシ
大正四年艦本機密兵第七十三號「經線儀取扱心得」參照

第三目 航 泊 日 誌

航泊日誌ハ艦艇ノ日記ニシテ副直將校之ヲ記註署名シ當直將校之ヲ點檢署名シ記註ノ責任ヲ負フモノナリ航海士ハ毎日必要事項ヲ記入シ航海長ノ點檢ヲ受ケ毎月曜日艦長ノ査閲捺印ヲ受クベシ（諸例則卷三「航泊日誌取扱及記註心得」）航泊日誌中ノ航海士ノ記註スベキ欄左ノ如シ

日	月	
<i>h</i>	<i>m</i>	<i>s (at h)</i>
<i>O.E</i>		
<i>Comp</i>		<i>(at h m)</i>
<i>D.R</i>	±	

		<i>(h m)</i>
		<i>D.W</i>
		<i>h m s</i>
五分前		
十秒前		
定 時		

- (一) 表紙及内表紙欄
 - (二) 艦位欄
 - (三) 海流高層氣流欄
 - (四) 航走距離欄
 - (五) 吃水欄
 - (六) 燃料欄
 - (七) 摘要欄
 - (八) 入港記事
- 右ノ外雜件ノ欄ハ當直將校之ヲ記註スル如クナリ居ルモ事實ハ航海士之ヲ記註スルヲ例トス航泊日誌整理上ノ注意事項ヲ列擧スレバ次ノ如シ
- 一、記事ノ脱漏誤記或ハ誤謬ヲ發見シタルトキハ當時ノ副直將校ニ訂正ヲ求ムルコト
 - 二、記事ハ後日航泊日誌ニヨリ行動ヲ海圖上ニ求メ得ル如ク精確ナルヲ要ス
 - 三、本日誌ハ艦艇保安ノ責任ヲ明カニシ後日ノ考證タルモノナリ
 - 四、記事ノ訂正ハ出來得ル限り叮嚀ニ行ヒ亂雜不體裁ニ陥ラザルヲ要ス

第四目 當直記 錄

當直記錄ハ當直將校其ノ當直中ニ於ケル艦艇内外一切ノ出來事ヲ摘錄シ以テ航泊日誌ヲ記註スルノ資料タラシムルモノナレ共通例副直將校若クハ航海士監督ノモトニ寧信號兵ヲシテ記註セシム從ツテ記註事項ノ指示取捨撰擇ハ専ラ之ヲ教示スル如ク心掛ケザル可カラズ當直示記錄ハ保存年限ナク使用後便宜焼却ス

航泊日誌取扱及記註心得ヲ參照スベシ

第五目 海軍信號誌

海軍信號誌ハ當時艦橋ニ備ヘ發受スル信號通信ヲ記註シ參考ノ爲メ適宜ノ期間保存スルモノニシテ當直將校監督ノ下ニ當直信號員之ヲ記註スルヲ例トス航海士ハ時々之ヲ點檢シ誤謬脱漏ヲ指摘訂正スルモノトス保存期間一ケ年ニシテ其ノ後必要以外ノモノハ燒却ス尙之ガ取扱並記註ニ關シテハ海軍信號規程ヲ參照スベシ

第六目 艦艇記錄 同 草案

艦艇記錄ハ艦艇唯一ノ經歷ニシテ重要ナル參考事項ヲ記載シ永久ニ保存セララルモノニシテ (イ) 役員及指揮官 (ロ) 主ナル修理改造新設事項 (ハ) 記事ノ三部門ニ分タル航海士ハ艦艇記錄ノ草案ヲ調整シ毎年一、四、七、一〇月初頭前三ケ月間ノ航泊日誌其ノ他ニ依リ (イ) 欄及 (ロ) 欄ノ航海科關係事項ヲ記

載シ之ヲ各主管者ニ移シ欄ノ各關係事項ノ記註ヲ求ム全部記註終ラバ之ヲ航海長ニ提出シ其ノ査閲訂正ヲ受ケタル後艦艇記録ニ淨書シ更ニ艦長ノ捺印ヲ受ケ之ヲ保管スベシ

第一艦隊法令ノ「艦艇記録記註並保管内規」ヲ参照スベシ之ガ記註例ハ「艦艇記録」ノ卷首ニアリ

第七目 羅針儀經歷誌

羅針儀ノ状態各自差ノ値及變化ノ狀況ヲ調査シテ航海艤裝及改良上ノ資料ニ供スル爲メ記註スルモノニシテ修理改造自差修正及測定ヲナシタル場合必要事項ヲ記註シ毎月頭航海長ヲ經テ艦長ニ提出シ査閲捺印ヲ受クベシ

羅針儀經歷誌卷首教令

大正三年艦本機密兵第四九號「羅針儀取扱心得」ヲ参照スベシ

第八目 轉輪羅針儀日誌及同來歷簿

轉輪羅針儀來歷簿ハ轉輪羅針儀日誌ト相俟ツテ轉輪羅針儀良否判定ノ資料ニ供スルモノニシテ檢査成績使用時數轉輪羅針儀ノ經歷故障及修理事項等ヲ記註シ置クモノニシテ操舵長ヲシテ記註セシムルヲ例トシ毎月頭航海長ヲ經テ艦長ニ提出シ査閲捺印ヲ受クベシ

「轉輪羅針儀來歷簿取扱及記載心得」(轉輪羅針儀來歷簿卷首ニアリ)ヲ参照スベシ

轉輪羅針儀日誌ハ轉輪羅針儀及附屬器具使用中ノ狀況ヲ記註シ常ニ誤差ヲ明カニシ且他日ノ參考及

考證ニ資スベキモノニシテ安式須式ノ兩日誌アリ操舵長ヲシテ記註セシムルヲ例トシ毎年一月、四月、七月、十月末艦長ニ提出シ査閲捺印ヲ受クベシ

轉輪羅針儀日誌教令（轉輪羅針儀日誌卷首ニアリ）ヲ参照スベシ

第九目 艦底測程儀來歷簿

艦底測程儀來歷簿ハ艦底測程儀ノ經歷並ニ現狀ヲ明カニシ且ツ儀ノ良否判定ノ資料ニ供スルモノナリ故障修理遭遇又ハ實驗セル事項ニシテ將來參考トナルベキモノヲ其ノ都度記註シ又標柱間航走試験ヲ行ヒタルトキハ其ノ成績及概況ヲ記註シ毎月頭航海長ヲ經テ艦長ニ提出シ其ノ査閲捺印ヲ受ク可シ
艦底測程儀經歷簿卷首教令ヲ参照スベシ

第十目 測深儀日誌探深儀日誌

夫々教令ノ示ス所ニ從ヒ他ノ諸日誌ニ準ジ取扱フベシ

第十一目 艦橋命令簿

艦長ヨリ部下ニ命令スベキ事項ヲ記註スベキモノニシテ航海中艦橋ニ備ヘ置キ航海士之ガ保管ニ任ズルヲ例トス（諸例則卷一艦船職員服務規程第一〇條）

第十二目 航海長通達簿

艦船職員服務規程第二〇三條ニヨリ艦長命令ノ傳達航海長ノ令達其ノ他必要事項ヲ記註シ航海科員

全般ニ通達セシムルモノニシテ關係者ヲシテ閱覽承知セシムルモノトス航海士ハ本簿ヲ保管スルヲ例トス

第十三目 現 狀 報 告

現狀報告ハ毎月頭艦長ヨリ大臣軍令部總長在籍鎮守府司令官及所屬長官ニ提出スル書類ニシテ毎月終ニ於テ之ガ用紙ヲ板挾トシテ各室ニ回覽セラル各主管者ハ心要事項ヲ記註スルモノトス航海士ハ左記事項ヲ拔萃記註ス

(イ) 自差測定、自差修正、施回圈測定、艦ノ惰力測定欄

(ロ) 航海長主管船體兵器現狀欄

(ハ) 前月中ノ行動作業遭遇事項摘要欄

(ニ) ハ掌航海長操舵長ヲシテ分擔兵器ノ現狀ヲ報告セシメ之ニ據リ記註ス

(ホ) ハ航泊日誌ヨリ拔萃シテ同欄上方ニ示シタル記註心得ニ據リ必要事項ヲ記註ス

『艦艇防備隊航隊空現狀報告規則』(内令提要卷一)ヲ参照スベシ

第十四目 艦 橋 要 表 ノ 整 備

艦橋要表ハ航海中參考トスベキ事項ヲ便宜圖表トナセルモノニシテ艦橋ニ備フ航海士ハ之ガ作製ヲ計畫シ最モ簡單ニ容易ニ解リ得ル様整理シ且ツ使用法ニ習熟シ置カザル可カラズ艦橋要表ノ重ナルモ

ノヲ掲グレバ次ノ如シ

法令抜萃……………教練作業ニ關スル特約信號等

要目表……………自艦竝僚艦ノモノ

運動ニ關スルモノ……………旋回圈、新針路距離圖、縱橫距離曲線圖

運動法ニ關スルモノ……………各種入列法、之字運動圖、自差表、水深對錨鎖表

行船法ニ關スルモノ……………國際海上衝突豫防規則、拔萃、霧中航行法

視認ニ關スルモノ……………視認距離表、水平距離表、眼高視達距離表

機關運轉諸表……………運轉標準表、變速標準、每時ノ回轉速度表

其ノ他ノ諸表……………米、涅、米呎、米尋、換算表、正橫距離表、航走距離表、艦隊編成表

其ノ他必要ト認ムルモノヲ研究作製裝備スルヲ可トス

第十五目 法令、命令、日令、雜輯綴

航海士ハ艦橋備付用トシテ各種ノ書類ヲ庶務ヨリ一部宛受ケテ次ノ如キ綴ニ號ヲ追フテ綴ルヲ要ス

機密法令綴

法令綴

機密命令綴

命令綴

日令綴

此等ノ綴ニハ卷首ニ目錄及綴順ヲ記入シ見出シヲ附シ置ケバ便利ナリ

命令ハ年度限りノモノナレ共法令ハ永久的ノモノナレバ改廢アリタルトキハ訂正シ置クヲ要ス

第十才目 海上氣象觀測通報報告

艦船ハ海軍氣象觀測通報規程ノ定ムル所ニ依リ航海中ハ毎時碇泊中ハ毎偶數時ニ海上定時觀測ヲ行
フ外臨時觀測ヲナシ天氣豫察ノ資料トナスト共ニ海上定時(臨時)氣象電報ニ依リ〇〇〇〇、〇六〇〇、
一二〇〇、一八〇〇ノ觀測ヲ中央氣象臺及要求元ニ通報スルヲ要ス

又高層氣象觀測ノ設備ヲ有スル艦船ニ在リテハ規程ノ定ムル所ニ依リ〇六〇〇、一二〇〇、一八〇〇
上層氣流ノ定時觀測ヲ行ヒ必要ニ應ジ臨時觀測ヲナシ天氣豫察ノ參考並作戰資料トナシ所要ノ向ニ通
報スルコトニ定メラル

之等ノ資料ハ取纏メ毎月頭水路部ニ送附スベシ

海軍氣象觀測通報規程(昭和十一年九月二十五日內令第三五一號)
諸例則卷三第十八類

(參考) 昭和十一年十二月九日

軍務局長通達

海上氣象電報勵行ノ件申達

從來艦船ガ觀測資料不充分ナル洋上ニ於テ不測ノ猛烈ナル低氣壓ニ遭遇シテ船體ノ一部ヲ損傷シ數日間荒天中ニ難航セル例アリ又之ニ反シ重油輸送任務中ノ特務艦等ガ海軍氣象觀測通報規程ニ定ムル海上氣象電報打電ヲ勵行シ適切ナル洋上氣象判斷資料ヲ提供シタル爲有効ナル氣象警報ヲ受ケ巧ニ低氣壓ヲ避航セル例アリ結局海軍氣象觀測通報規程第四條ニ定ムル第二表中海上氣象電報ヲ勵行スルハ其艦（隊）自身ハ勿論海運一般ノ受クル氣象警報ノ精度ヲ向上シ行動保安ニ資スル次第ニ付此旨一般ニ徹底セシメ海上氣象電報ノ通報ヲ勵行セシメラルル様取計相成度

第十七目

航海報告、見エ具合、對景圖報告

水路部ニ於テ氣象等ノ研究ニ資スル爲メ艦船航海シタル時ハ航海報告、見エ具合、對景圖等ノ報告ヲナス之等ノ用紙ハ水路部ヨリ配付シ來ル其ノ調製法ハ用紙ヲ一見スレバ明カナルヲ以テ茲ニ説明ヲ加ヘズ而シテ其ノ調製ニ付テハ親切ヲ第一トスベシ此等報告ハ強制的ニ非ザルヲ以テ動モスレバ其ノ煩雜ヲ厭ヒ或ハ之ヲ怠リ或ハ好イ加減ニ誤間化ス等ノコトナキニアラズ注意ヲ要ス

此等報告ノ資料觀測ニ當リテハ「海洋氣象觀測心得」ヲ參照スベシ

第十八目

天氣圖作製天氣豫報

(一) 艦船ニ在リテハ常ニ海軍無線氣象通報實施規程（甲）ニ定ムル海軍無線氣象通報ヲ受信シ現地ノ氣象現狀ヲ加味シ天氣圖ヲ作製ノ上天氣豫察ヲ行ヒ訓練及保安ニ資スルモノニシテ海上諸作

業實施上極メテ重要ナルヲ以テ航海士ハ平素ヨリ研究ヲナシ置クヲ要ス 天氣圖用紙ハ航海長
 主管艦營需品消耗品トシテ設定シアリ 尙氣象電報ハ中央氣象臺、海洋氣象臺共ノ他地方測候
 所ヨリ實況氣象、警報氣象ヲ單獨放送スルモノアリ（水路誌附錄卷五參照）

海軍無線氣象通報實施規程（昭和十一年五月八日海軍秘第一四號）

艦船職員服務規程第一八三條ノ二

(二) 氣象班 艦隊若クハ戰隊ニ在リテハ氣象班ヲ編成シ航海士ハ其ノ班員トシテ氣象ノ觀測、通
 報天氣圖ノ作製天氣豫報ニ關スル事項ヲ擔任シ之ガ研究調査ニ從事スルト共ニ毎月五日迄ニ天
 氣豫報成績ヲ各戰隊航海術研究委員長ニ報告ス尙之ガ詳細ニ關シテハ

第一艦隊氣象觀測通報規程（第一艦隊法令）

ヲ參照スベシ

第十九目 船體船具保存整理原簿

船體船具ニ關シ保存整備ノ來歴ヲ明カニシ保存整備ニ遺憾ナキヤヲ期スルヲ目的トシタルモノニシ
 テ毎月一回副長ヲ經テ艦長ニ提出スルモノトス之ガ細目ニ關シテハ

「保存整備規程」（各鎮守府法令）

ヲ參照スベシ

第二十目 實 況 檢 査

三六

毎年一回經理部ニ於テ物品ノ出納ヲ檢査ス此ノ場合前回檢査以降ニ於ケル各帳簿及ビ各證憑類ヲ全部提出ス經理部ニ於テハ證憑ト帳簿ヲ照合檢査ヲナシ帳簿表紙内側等ニ檢査シタル記事及誤謬等ノ箇所ヲ指摘記入シ返却シ來ル然ル後部員艦船ニ出張シ現品出納ノ實況ヲ檢査シ帳簿ト間違ナキヤヲ檢ス此ノ場合航海士ハ前以テ一應所掌現品ノ出納保管ノ現狀ヲ確メ置クヲ要ス

指摘シ來レル誤謬箇所ハ之ヲ調査シタル後訂正ス之ガ詳細ニ關シテハ

「海軍會計監督規則」(會計法規類集上卷五一五頁)

ヲ參照スベシ

第二十一目 航 海 術 要 誌

本要誌ハ航海科ニ關スル諸般ノ要件資料等ヲ記註シ他日參考ニ資スルヲ目的トシ以テ航海科ノ歴史ト現狀ヲ明ニスルモノナレバ航海長ノ指示ヲ受ケ所要事項ヲ洩レナク記載シ毎月頭所轄長ノ檢印ヲ受クルモノトス

航海術要誌卷首敎令ヲ參照スベシ

第四項 兵備品取扱

第一目 航海長主管船體艤裝品

本目ハ直接航士ニ關係ナキモ航海長補佐トシテ其ノ概念ヲ會得シ置クヲ要ス

(イ) 航海長主管船體ハ左記ニ依ル

「軍艦船體主管別並分擔標準」(諸例則卷三)

艦橋、司令塔、作戰室、海圖室、測器室、經線儀室、舵取室、舵柄室、舵、舵取裝置(機械部ヲ除ク)見張所、航海科専用天窓、通風筒及昇降口、操舵用傳聲管、主管ノ電線及諸管通路、航海科諸倉庫、要具庫及格納所其ノ他主務上使用シ又ハ主管ノ兵備品艤裝品ヲ据付ケ若クハ格納箇所、所掌電路ニ關シテハ艦船裝備電路主管別表ニ依ル

(ロ) 艦船新造セラレタル時ハ各主管別ニ艤裝品目錄制定セラル航海長主管艤裝品ハ總テ本目錄中ニ収録セラル本目錄ハ掌航海長保管スルヲ例トス

(ハ) 船體艤裝品ニ對スル整備ハ主トシテ掌航海長ノ所掌事項ナルモ航海士ハ常ニ其ノ狀況ヲ知悉シ監督スルノ心掛ケアルヲ要ス

(ニ) 船體艤裝品ノ整備現狀ハ保存整理原簿、船體艤裝品現狀一覽表ニ記註シ以テ其ノ現狀ヲ明ナラシム本原簿ハ毎月頭航海長ヲ經テ艦長ノ査閱ヲ受クルモノトス

第二目 兵 備 品

(一) 航海長主管兵備品トハ左記ノ物件ヲ言フ

(イ) 兵 器

(掌航海長操舵長分擔ス)

(ロ) 艦營需品

(ハ) 秘密圖書

(ニ) 軍事教育圖書

(ホ) 水路圖誌

(航海士分擔ス)

(ヘ) 航空圖誌

「海軍兵備品會計規則並同規程」(會計法規類集下卷)ヲ参照スベシ

(二) 航海長主管兵器ハ兵器簿ニ詳細記載セラル之ガ定數ノ變更増減設定削除等ハ海軍大臣ノ指

定ニ依ル本簿ハ掌航海長保管ス「兵器經理規程」(會計法規類集下卷)參照

又修理改造新設検査公試等ニ關シテハ兵器造修規則(昭和十年內令第二十三號別冊)ヲ參

照スルヲ要ス

(三) 航海長主管艦營需品ハ航海長主管艦營需品定額表ニ記載セラル品目ハ同表ニ依リ知ルヲ要

ス「艦營需品經理規程」(會計法規類集下卷)參照

(イ) 兵備品ノ保管出納ハ「海軍兵備品會計規程」(會計法規類集下卷)
 航海兵器故障缺損報告(艦隊運動訓練規則内令提要卷二)

(イ) 艦船(雜役船ヲ除ク)ニ於テ操舵關係諸裝置及重要航海兵器ノ効力ニ影響ヲ及ボス故障缺損等ヲ發生シタル場合廳長ハ該缺損報告ヲ調製シ左記ノ通り提出スルモノトス
 (ロ) 提出期日並調査期間

四月、七月、十月、十二月各五日迄

重要事項ニ就テハ故障發生ノ都度

(ハ) 提出 先

所屬長官、在籍鎮守府司令長官、航海學校長

(註) (一) 潜水艦關係ノモノニアリテハ海軍潜水學校宛ニ別ニ一通ヲ送附ス

(二) 重要航海兵器トハ磁氣羅針儀、轉輪羅針儀、航跡自畫器、艦底測底儀、電動測深儀、音響測深儀、探信儀、潛望鏡其ノ他必要ト認ムルモノヲ云フ

第三目 圖書 取扱

航海長ハ「兵備品會計規程」(會計法規類集下卷)ニ依リ秘密圖書、軍事教育圖書、水路圖誌、航空圖誌ノ兵備品取扱主任ナリ又「海軍機密書類取扱規則」(内令提要卷一)

ニ依ル機密圖書保管者ニ指定サルル時ハ航海士ハ此等圖書ノ直接取扱ニ當ラザルベカラズ
 兵備品取扱ハ會計經理ニ素養少キ初級將校トシテ相當困難ノコトニ屬シ殊ニ機密保持ノ上ヨリ言フ
 モ其ノ責任重大ナリト言フベシ圖書取扱ノ粗漏ハ我海軍或ハ帝國ヲ不利ナラシムルノ重大ナル結果
 フ招來スルコトアルベシサレバ關係法規ニ通曉シ其ノ取扱ハ煩ヲ厭ハズ最モ慎重ナラザルベカラズ最
 近機密圖誌ノ事故屢發スルニ鑑ミ特ニ留意ヲ要ス

關 係 法 規

- (イ) 「海軍兵備品會計規則」及「海軍兵備品會計規程」
 (會計法規類集下卷)
- (ロ) 「海軍機密書類取扱規則」
 (内令提要卷一)
- (ハ) 「軍令部刊行機密書類取扱ニ關スル件」
 (同 右)
- (ニ) 「秘密圖書經理規程」
 (同 右)
- (ホ) 「軍事教育圖書經理規程」
 (會計法規類集下卷)
- (ヘ) 「軍事教育圖書供給例規」同執務便覽」同定數簿要領」
 (軍事教育圖書定數簿)
- (ニ) 「水路圖誌經理規程」
 (會計法規類集下卷)
- (フ) 「文 書」
 (各鎮守府機密例規)
- (ウ) 水路圖誌取扱心得

第一節 圖書ノ種類

航海長保管圖書ノ種類

(イ) 秘密圖書

(ロ) 軍事教育圖書

(ハ) 水路圖誌並航空圖誌

(ニ) 經理規程外圖書

(a) 軍令部刊行圖書

(b) 雜書

(註) (イ)(ロ)(ハ)ハ兵備品ニシテ各々經理規程アリテ此ガ出納保管ヲ規程シアルコト前述ノ如シ

(ニ)ハ兵備品ニ非ザルヲ以テ經理ニ關スル規程ナシ

此等ノ中機密ニ屬スルモノハ各々經理規程ニ依ル外「海軍機密書類取扱規則」ニヨリテ取扱フモノトス

各圖書ニハ其ノ性質及ビ用途ニ依リ備品、消耗品、貸與品ニ分タル

(i) 備品トハ比較的永久ニ使用スルモノ

(ii) 消耗品トハ使用スルニ随ツテ減耗スルモノ

(iii) 貸與品トハ常時備付ケズ必要ニ應ジ貸與スルモノ

以上ノ種別ハ總テ定數簿供給表或ハ貸與品表ニ指定シアリ從ツテ備品消耗品ヲ貸與スルモ此處ニ言フ貸與品ニハ非ズ

第二節 機密書類

(一) 機密書類トハ軍事上ノ必要ニ依リ或ル一定範圍外ニハ機密ニ保ツベキ一切ノ印刷物文書ヲ總稱ス

(イ) 機密圖書 發行應ニ於テ調製セル圖書目錄ニ掲記シ之ハ其ノ圖書タルコトヲ指定シタルモノ

(ロ) 機密文書 右以外ノモノ

(ニ) 機密程度ニ依ル種類

(イ) 軍機書類

軍機上ノ機密ニ關スル最モ重要ナル事項ヲ記載シタルモノニシテ信號書暗號書秘密水路圖誌等ハ之ナリ

(ロ) 軍極秘書類及極秘書類

軍機書類ニ次ギ重要ナル機密事項ヲ記載セルモノナリ

軍機極秘書類ノ表紙面又ハ用紙ノ上下ハ赤色ニシテ秘及普通圖書ト識別ヲ易カラシメ受領者職務上必要ナル者及保管者以外ニハ嚴ニ機密ヲ保ツベキモノトス

(ハ) 秘 書 類

機密ノ程度最モ輕キ事項ヲ記載セルモノヲ言フ

表紙面ハ桃色ニシテ受領者必要ト認ムレバ廣ク部内者ニ閱覽セシメ差支ナキモノナリ

(ニ) 部 外 秘

部外者ニ對シテハ秘取扱ニスベキモノ

發送授受、保管調査、報告事項ニ關シテハ「海軍機密書類取扱規則」

ヲ參照スベシ

第三節 秘 密 圖 書

(一) 秘密圖書ト稱スルハ

(イ) 秘密圖書供給表

(内令提申卷一)

(ロ) 暗號書(表)供給表

秘密圖書

(ハ) 秘密水路圖誌、航空圖誌定數表

(ニ) 秘密水路圖誌、航空圖誌貸與品表

(圖誌目錄)

ニ掲記セラレタル秘密圖書ニシテ備品及貸與品ニ分類サレ機密圖書ノ中書モ重要ナルモノヲ含ム
其ノ取扱ハ「秘密圖書經理規程」ニ據リ受領送付還納等ハ鎮守府文庫主管(兵備品會計官吏)ト
航海長(兵備品取扱主任)トノ間ニ行ハルルモノナリ

(三) 帳簿

艦船ニ於テ秘密圖書取扱ノ爲備ヘ置クベキ諸帳簿次ノ如シ

- (1) 秘密圖書受拂簿(備品貸與品各別冊)受拂簿用紙ハ主計科ニアリ
- (2) 秘密圖書送附票綴(同 右)
- (3) 秘密圖書還納領收票綴(同 右)
- (4) 秘密圖書關係綴
- (5) 改正追加貼付紙綴(各圖書ニ付キ一部宛作製スルヲ要ス)
- (6) 秘密圖書改正追加貼付紙送付票綴
- (7) 同 右 還納領收票綴
- (8) 秘密圖書現有調書綴

(9) 軍機水路告示綴（照合用ト訂正用各別冊）

(10) 軍機水路告示一時關係綴

(11) 秘密圖書貸與簿

(三) 保管

秘密圖書ノ保管ニ關シテハ「秘密書經理規程」「海軍機密書類取扱規則」ニ依リ且モ慎重嚴格ナルヲ要ス尙ホ「軍機保護ニ關スル」（第一艦隊法令）機密圖誌取扱ニ關スル件（内令提要卷一）ヲ參照スベシ

注意事項

- (イ) 必ず鎖鑰アル堅固ナル器物（軍機書類ニアリテハ成ルベク金櫃等）ニ格納スルヲ要ス
- (ロ) 鎖鑰ハ心ズ航海士自ラ保管シ之ヲ管掌スルヲ要ス
- (ハ) 使用頻繁ナル信號書類ハ特ニ嚴格ニ取扱ヒ風雨強キ場合ノ使用ニハ特ニ注意ヲ要ス
- (ニ) 常ニ原簿ト比較シ置クヲ要ス

(四) 送付受領

秘密圖書ノ新刊ニナルカ又ハ艦船ノ就役等初メテ秘密圖書供給ノ定額ヲ定メラレタルトキハ鎮守府文庫ヨリ送付シ來ル所屬軍港在泊中ナルトキハ文庫ヨリノ信號ニ依リ航海士又ハ准士官以

上航海長ノ印形携帶文庫ニ行キ現品ヲ受領ス之ヲ受取リタル時ハ別表第一ノ如キ送附票ニ依リ
品名、部數、番號等ヲ確メタル上之ヲ受拂簿（様式別表第二）（證憑番號、機密番號、小番號
ノ記入ヲ忘レザルコト）ニ記入シ送付票綴ニ綴リ込ミ別表第三ノ如キ領收票ヲ調製シテ文庫ニ
送ルモノトス

但シ一般ニハ送附票ト領收票トヲ各一葉宛現品ト共ニ送附シ來ルヲ以テ領收票ニ捺印（航海長
ノ印判）ノ上返送スルモノトス

秘密圖書領收上注意スベキハ必ズ各頁ヲ檢シ葉數ヲ數ヘ誤訂正毀損セル個所ナキヤヲ確ムベキ
ナリ毀損程度甚シカラザルモ綴目弛ミ紙葉ニ裂ケ目ヲ生ジ離脱ノ虞アルコトアリ注意ヲ要ス
同種類ノ圖書數冊送附シ來リタル時ハ各艦ニテ番號ヲ附シ區別スルヲ便トス

即チ受領セル圖書ノ表紙面又ハ用紙ノ上面ニ接受年月日及何冊中ノ何冊ト記入ス例ヘバ昭和七
年五月一日ニ圖書ヲ三冊受領シタル場合ニハ左圖ノ如ク記入ス

7-5-1 受 3

7-5-1 受 3

7-5-1 受 3

受領セル圖書ハ艦長、航海長ノ閲覽ニ供シタル後定場所ノ所ニ格納ス

受領圖書ニ訂正紙附シアラバ直ニ印刷ノ誤植ヲ訂正シ訂正紙ハ本表紙ノ裏面ニ貼付シ且訂正濟ト記入ス

(五) 還納

秘密圖書廢版トナリ若クハ定數削除ノ場合ニハ之ヲ鎮守府文庫ニ還納ス此ノ時ハ別表第四ノ如キ還納票二通ヲ作製シ現品ニ添フルモノトス同時ニ受拂簿ヲ拂ヒ置クヲ要ス(様式別表第四)文庫ニテ該圖書ヲ受領セバ前記還納票ノ内一通ヲ領收票トナシ(別表第五)返送シ來ルヲ以テ之ヲ還納領收票綴ニ綴リ置クベシ同時ニ受拂簿ニ證據番號記入ヲ忘レザル如クスベシ

圖書還納ノ場合ハ該圖書ニ對スル改正追加貼付紙アル時ハ之ヲ添附還納スルモノトス秘密圖書還納ノ際ハ航海士自身文庫ニ還納ニ行クモノトス然ラザルトキハ必ず書留小包トシテ其ノ包裝ハ確實ニ二重トナスベシ改正追加貼付紙等ノ發送ニ付キテモ同様ナリ

(註) 所屬以外ノ鎮守府文庫ニモ還納スルコトヲ得此ノ場合ニハ還納票三通調製スルヲ要ス秘

密圖書還納ニ就テハ内令ノ指示ニ據リ秘密水路圖書ニアリテハ軍機水路告示指示ニ據リ

還納ス

(六) 請求

圖書ノ新版等ノ場合ニハ文庫ハ艦船ノ請求ヲ待タズ送付シ來ルモ若シ艦船ニ於テ供給表定額ニ相當スル圖書ノ供給ヲ受ケザリシ場合ハ之ヲ請求スルコトヲ得此ノ場合ハ別表第七ノ如キ請求票ニ通ヲ作製シ文庫ニ送付スベシ

文庫ニテハ右請求票ノ内一通ヲ送付票トナシ(別表第八)現品ト共ニ送付シ來ル之ヲ受領シタルトキノ處置ハ普通送付ノ場合ニ同ジ

但シ他所屬ノ文庫ニ請求スル場合ハ請求票三通ヲ要ス

(七) 交換

秘密圖書毀損等ノ場合ニハ之ヲ良品ト交換スルコトヲ得此ノ時ハ前記還納ト請求ヲ同時ニ行フモノニシテ其ノ手續亦兩者ニ對スルモノヲ同時ニ行フニ過ギズ

即チ受拂簿ニ還納拂ヲナシ還納票ニ通及請求票ニ通ヲ交換スル圖書ニ附シ文庫秘密圖書係書記ヲ通ジ良品ト交換ス其ノ後ノ手續ハ受領ノ場合ノ處置ニ同ジ

(註) 良品ヲ受取ル場合之ト同時ニ前ニ調製セル還納票及請求票ニ通ノ中各一通宛附シ來ルヲ

以テ各還納票綴領收票綴ニ綴込ムト共ニ受拂簿ニ各證憑番號記入ヲ忘ル可カラズ但シ他所屬ノ文庫ノ場合ニハ還納票請求票ハ各三通ヲ要ス

(八) 借用

行動作業教育訓練等ノ必要ニヨリ定數外ノ圖書ヲ要スルトキハ之ヲ文庫ヨリ借用スル事ヲ得此ノ時ハ別表第九ニ依リ借用請求票二通（理由及期限ヲ附ス）ヲ作製シ文庫ニ送付スベシ文庫ニテハ其ノ一通ヲ送付票トナシ現品ニ添へ貸與シ來ル此ノ場合ハ受拂簿ニ貸與ノ旨記入シ借用請求票ハ綴ニ綴込ムベシ圖書ヲ受領セバ借用票（別表第十）ヲ文庫ニ送付スベシ借用セル圖書ヲ返却スル場合ニハ受拂簿ヲ拂ヒ其ノ手續キハ還納ノ場合ニ同ジ
借用期限ニ次ノ規定アリ

秘密圖書 一時期間ヲ限ル

水路圖書 一ケ年以内（但シ特殊ノ事由アルモノハ其ノ限ニアラズ）

軍事教育圖書 一ケ年以内

借用期限ヲ延長セントスル場合ハ機ヲ失セズ還納票二通請求票借用票各一通ヲ提出シ再借用ノ手續キヲ取ルベシ

(九) 訂正照合

秘密圖書ノ訂正ハ文庫ヨリ送付シ來レル改正追加貼付紙ニヨリ訂正シ秘密水路圖誌ノ訂正ハ水路部第三課ヨリ送付シ來レル軍機水路告示ニヨリ訂正ス
秘密圖書ノ内信號書暗號書類等ノ訂正ハ施行期日ヲ示サルルヲ以テ其ノ期日ニ訂正スルヲ要ス

(4)

改正追加貼付紙ニヨル改正

改正追加貼付紙ハ現有秘密圖書數量ヨリモ一部丈ケ多ク送付シ來ルヲ以テ一部ハ照校用トシテ之ヲ綴トナシ保存シ他ノモノヲ以テ訂正ヲ行フモノトス

改正追加貼付紙綴ハ各圖書別ニ作製シ各表紙ニ番號枚數等ヲ記入スルヲ要ス秘密圖書ニ在リテハ特ニ指定サルル時ノ外同貼付紙ヲ以テスルヲ要シ同貼付紙以外ノモノヲ以テ訂正シ或ハ「ペン」等ニテ記入訂正スルコトハ絶對ニ許サザルヲ以テ訂正ハ最モ慎重ニナシ誤記脱漏ナキハ勿論貼付紙ヲ殻損スル等ノコトナキヲ要ス此等ノ訂正紙ハ秘密圖書ト同一性質ノモノニシテ圖書返却ノ場合ニハ同時ニ返却ヲ要スルモノナレバ紛失セザル様注意スベシ貼付用紙ヲ切取ルニハ銳利ナル小刀ヲ以テシ使用スル糊ハ生芙糊ヲ用フルカ或ハ米飯ニ少量ノ砂糖ヲ混ジテ練リタルモノヲ使用スルヲ要ス文化糊等ハ使用上便ナレ共剝落シ易キモノナレバ用ヒザルヲ可トス

訂正ノ際ハ沈着ニ記事ヲ精讀シ決シテ丸飲ミノ儘ニテ行ハザルヲ要ス然ラザレバ訂正用紙ハ餘分アラザルノミカ爲メニ一冊ノ信號書ヲ殆ド廢物同様ニ歸セシメタルコトナキニアラズ注意ヲ要ス若シ誤ツテ誤訂正ヲナシ粘付紙不足ヲ來シタル時ハ適宜ノ様式ヲ以テ文庫主管ニ再交付ヲ請ハザルベカラズ然レドモ文庫ニ餘裕ナキトキハ再交付不可能ナルヲ以テ貼付紙ノ取

扱ハ吳々モ慎重ナランコトヲ要ス

誤訂正ニテ一旦貼付シタルモノヲ剝グニハ蒸シ「タオル」ヲ上下ニ當テ然ル後慎重ニ剝グヲ要ス

訂正ヲ終ラバ一旦照校綴ニヨリ訂正箇所ヲ照校シ圖書表紙裏面ニアル改正覺表ニ必要事項ヲ記入シ航海長ノ捺印ヲ受クベシ

秘密圖書ヲ訂正シ終リタルトキハ反故ハ必ず焼却スベキモノトス此ノ際其ノ内容ヲ精査シ照校用紙ヲ混焼スル等ノコトナキヲ要ス一字一包ト雖モ其ノ秘密圖書ノ内容ヲ知ルニ足ル資料タルヲ思ハバ特ニ慎重ニ取扱ハザルベカラズ但シ確實ナル方法ヲ以テ改正追加貼付紙ノ反故ノミ取纏メ格納シ置ケバ誤訂正ノ時便利ナリ

(ロ) 軍機水路告示ニ依ル訂正

軍機水路告示ハ二部宛送付シ來ル軍機水路告示ノ末尾ニ受領票用紙ヲ附シアルヲ以テ之ヲ切取り必要事項記入ノ上航海長ノ捺印ヲ請ヒ水路部第三課長宛送付スベシ

二部ノ内一部ヲ照校用綴ニ綴ヂ保管シ他ヲ以テ水路圖誌ノ訂正ヲナスベシ(受領票ハ訂正用ノモノヲ切取ル)

凡テ圖誌ノ訂正ハ確實ヲ第一義トス不正確ナル圖誌ノ訂正ハ却テ該圖誌ヲ不用ニ歸セシメ場

合ニ依リテハ艦ノ保安ニ關スルコトアリサレバ慎重ニ之ヲ行ヒ殊ニ位置水深ニ關スルモノニハ深甚ノ注意ヲ拂フベシ訂正終ラバ欄外小改正欄ニ關係事項番號ヲ記入スベシ

水路誌ニ關係アル項ハ其ノ部ヲ切り抜キ指示頁ニ貼付スベシ又一時關係ノモノハ之ヲ訂正スルコトナク一時關係綴ニ貼付スルヲ可トス或ハ圖誌ノ欄外ニ鉛筆ニテ項番號ヲ記入ス水路告示ノ卷末ニ水路圖誌ノ新版改版或ハ廢版ノ記事アルトキハ秘密水路圖誌目錄ヲ訂正シ廢版トナレル圖誌ハ前記還納ノ手續キヲ取ルベシ若シ改版ニヨル廢版ノ場合ニ在リテハ新版ヲ受領シタル上ニテ之ヲ文庫ニ還納スベシ

水路圖誌ノ小改正ハ告示卷末ニ一項目ニ纏メアルヲ以テ之ガ訂正モ怠ルベカラズ

(ハ) 照 合

訂正改補ノ確實ヲ期スル爲メ時機ヲ得次第文庫ノ原本又ハ原圖ト照合シ置クコト必要ナリ照合ノ際ハ豫メ圖書名或ハ番號ヲ記シ置キ文庫ノ照合請求簿ニ記入シ記名捺印ノ上原本原圖ヲ請求スベシ

照合ハ極メテ慎重ニ行ハザレバ全ク意味ヲナサズ好イ加減ニ照合シ誤リアル點ニ氣付カザレバ照合ヲナサザルニ如カズ軍機水路圖誌ノ照合ハ軍機水路告示ト原圖ト一々照リ合ハセテ行フヲ要ス

照合ノ際携行スル物品ハ軍機水路告示綴、糊、萬年筆、鉛筆等訂正要具一式印判等

照合ヲナシタルトキハ圖誌表紙裏面等適當ノ位置ニ文庫ノ「照合濟」ノ印ヲ捺シ照合年月日ヲ記入スベシ

水路圖示（軍機秘共）各種信號書暗號書等ノ如ク屢々改正セラルルモノニアリテハ一年一回ノ照合ヲ以テ到底満足ナル結果ヲ得難シ

(H) 毀損 亡 失

毀損亡失ハ不詳事ニシテ若シ不幸ニシテ此等ノ事件ニ遭遇セバ機ヲ逸セズ航海長ニ報告ス而シテ先ヅ概報ヲ文庫主管ニ發シ且ツ速ニ搜索ノ手段ヲ盡シ後其ノ顛末ヲ詳報スベシ尙ホ航海長（兵備品取扱主任）ハ之ガ理由書（甲號様式）ヲ調装シ所轄長ノ證明ヲ得文庫主管（兵備品會計官吏）ヲ經テ出納命令官ニ出スベシ

事由書ハ左記ニ依リ調整スベシ

(イ) 「秘密圖書經理規程」附則甲號様式（內令提要卷一）

(ロ) 「海軍機密書類取扱規則」

右ニ對シテハ出納命令官ヨリ何等證據ヲ送り來ラザルヲ以テ取扱主任ハ右書類ノ控ヲ保存シ置クヲ要ス

(土) 報 告

秘密圖書ハ「秘密圖書經理規程」第十三條及乙號書式（内令提要卷一）ニ基キ部外秘水路圖誌ヲ除キ毎年十一月一日現在ニヨリ所定様式ノ現有調書二通ヲ調製シ内一通ヲ同月末日迄ニ所屬兵備品會計官吏文庫主管ニ報告シ他ノ一通ヲ控トシテ保存シ置クヲ要ス

現有調書ヲ作製スルニ當リテハ前年ノ現有調書（控）ヲ參考トシ受拂簿及ビ各種證票綴等ニ就キ其ノ後ノ圖書ノ變動ヲ調べ削除追加シテ原稿トナシ實物ト照合取調べタル後作製スルヲ要ス

(五) 供 用

秘密圖書ノ供用ヲ求メラレタル時ハ備付ノ「秘密圖書貸與簿」ニ必ズ精確ニ記入シ捺印ヲ求メタル後該圖書ヲ貸與スベシ

貸與簿ニ於ケル捺印ハ繁ヲ厭ハズ最モ嚴格ニ行ハザル可カラズ事實上航海士ガ保管出納ヲナスモノナルヲ以テ艦長航海長ト雖モ供用ノ際ハ捺印ヲ受クルヲ要ス又返却ノ際ハ取扱者即チ航海士之ニ捺印スルモノトス尙詳細ニ關シテハ

(イ) 「秘密圖書軍事教育圖書及水路圖誌及航空圖誌貸與規程」（横鎮機密例規）

(ロ) 「秘密圖書貸與閱覽ニ關スル件」（内令提要卷一）

ヲ參照スベシ

(四) 調査

秘密圖書ハ「海軍機密書類取扱規則」ニ依リ「機密圖書査閲簿」ヲ設ケ左記ノ如ク借用者ヨリ一先ヅ返還ヲ乞ヒ保管者外一名ノ高等官立合ノ上ニテ圖書全部ノ調査ヲナシ艦長ノ捺印ヲ受ケタル後再ビ貸與ス

査閲簿ノ様式ハ所屬鎮守府機密例規ニヨル

(一) 保管廳内部ニ於テ保管者ヨリ供用セル軍機書類ハ毎月一回

(二) 前號以外ノ軍機書類ハ三ヶ月ニ一回

(三) 軍極秘、極秘及秘圖書ハ六ヶ月ニ一回

(註) 入院或ハ轉任等ノ場合ニハ貸與圖書ノ返却ヲ乞ヒ他ニ持チ行カザル様注意スベシ又現有圖書作製等ノ如キ場合ニハ調査ヲナス好機會ナレバ此ノ機ヲ逸セズ徹底的ニ調査ヲナシオクベシ

第四節 軍事教育圖書

(一) 軍事教育圖書トハ海軍省教育局ニテ發行スル教範操式教科書軍事參考書其ノ他ノ雜書類ニシテ軍事教育圖書定數簿ニ掲記セラルル圖書ヲ謂フ

軍事教育圖書ノ内教範操式類ノ制定（改廢訂正）ニ關シテハ秘密ノモノハ内令普通ノモノハ達號ヲ以テ大臣ヨリ告示セラレ教育局長ヲシテ所要ノ向ニ配布セシメラル

教育局長ハ教圖書號及教機密圖書號ニ依リ軍事教育圖書定數簿ニ追加（削除）ノ旨發表ス茲ニ於テ圖書ハ軍事教育圖書ニ編入セラレタルコトトナル

軍事教育圖書ノ圖書番號ハ教軍機、教軍極秘、教極秘、教秘、教普トアリ大正十三年四月以前ニ刊行ノモノニハ教本秘等アリ

軍事教育圖書ハ備品、消耗品、貸與品ニ區分セラレ備品ハ一類乃至十三類ニ消耗品ハ一類乃至七類ニ類別セラル

各圖書ニハ總テ各類別中ノ番號ヲ有ス例ヘバ「操艦教範」ハ備品第二類ノ一一五ナルガ如シ圖書ハ必ズシモ番號順序ニ送付シ來ルモノニ非ザレバ受拂簿ノ記註ニ當リ未着圖書ニ對シテハ其ノ位置ヲ空ケ置ク等送付順序ニヨリモ番號順序記入シ行クヲ可トス
格納ニモ各類番號順序ニ格納シ置ケバ簡便ニシテ間違無カルベシ

「海軍兵備品會計規程」ニ示シアルガ如ク軍事教育圖書ノ會計官吏ハ文庫主管ニシテ取扱主任ハ航海長ナリ此ガ取扱ニ關シテハ凡テ

「軍事教育圖書經理規程」ニ據ルベシ

(二) 帳簿

軍事教育圖書取扱上備へ置クベキ帳簿左ノ如シ

- (1) 軍事教育圖書受拂簿 (備品消耗品貸與品トヲ各々別冊トナス)
- (2) 軍事教育圖書送付票綴 (同 右)
- (3) 軍事教育圖書還納領收票綴 (同 右)
- (4) 軍事教育圖書借用票綴 (同 右)
- (5) 軍事教育圖書現在調綴
- (6) 軍事教育圖書關係綴
- (7) 軍事教育圖書訂正追加紙送付票綴 (備品消耗品貸與品トヲ各別冊トナス)
- (8) 教機密圖書號綴
- (9) 教圖書號綴
- (10) 軍事教育圖書貸與簿

(三) 送付受領

軍事教育圖書送付ニ際シテハ送付票領收票ト共ニ定數票及此ニ對スル教圖書號或ハ教機密圖書號ヲ送付シ來レル圖書ニ間違ヒ無キヲ確メタル後

(イ) 圖書ハ表紙適宜ノ位置ニ受領年月日及數量番號ヲ記入シタル上送付票ニ依リ受拂簿ニ記入ス

(ロ) 送付票ハ送付票綴ニ綴込ミ領收票ハ航海長ノ職氏名記入捺印ノ上文庫主管ニ送付ス

(ハ) 教圖書號或ハ教機密圖書號ハ之ヲ各綴ニ綴込ム

(ニ) 定數票ハ定數簿相等ノ場所ニ綴ル

(ホ) 訂正紙附シアラバ直ニ訂正シ訂正紙ハ表紙裏面ニ貼付シ且訂正濟ト記入ス

教育圖書雜書類中消耗扱ノモノハ定數票ナク且正規ノ送付票ニ依ラズ適宜様式ノ送付票ヲ添ヘ送り來ルモノアリ此ノ如キモノハ雜誌扱トシテ受拂簿ニ記入ヲ要セズ教育彙報中消耗品ニ屬シ號ヲ追テ發行スルモノハ每號定數票來ラズ定數簿内ニ記入欄アリテ之レヲ記入シ置クモノトス軍事教育圖書中小番號アルモノハ軍機軍極秘及極秘ノミニシテ秘及部外秘ニ對シテハナシ受領セル圖書ハ艦長航海長ノ閱覽ニ供シタル後所定ノ場所ニ格納ス尙ホ之ガ取扱ニ關シテハ秘密圖書ノ部ヲ參照スベシ

(四) 還 納

教圖書號或ハ機密圖書號ニ依リ或ハ鎮守府文庫ノ通知ニ依リ削除ノ圖書ハ秘密圖書ト同様ノ手續ヲ以テ文庫ニ還納ス

但シ削除ノ圖書ニ相當スル定數票ハ之ヲ定數簿ヨリ抜き取り還納圖書ト共ニ還納ス
 軍事教育圖書中普ニ屬スルモノハ廢版トナルモ特ニ指定アルノ外還納セズ便宜燒却スルモノト
 ス

棄却又燒却ノ場合ハ受拂簿ニハ必ズ教圖書號或ハ機密圖書號ノ番號ト共ニ棄却或ハ燒却ノ旨ヲ
 記シ拂ヒ置クヲ要ス教範操式等ノ廢版トナリタルトキハ内令ニテ大臣ヨリ告示セラルルニヨリ
 文庫ヨリノ督促ヲ待タズ還納スベキモノハ還納スルヲ要ス

(五) 請 求 交 換

何レモ秘密圖書ト同様ノ手續ヲ行フ

(六) 借 用

秘密圖書ト同様ノ手續ヲ行フ

一時借用ノ場合ハ借用請求(別表第七)一通借用票(別表第八)一通ト共ニ自ラ文庫ニ行キ
 テ請求スルモノトシ一時貸與スベキヤ否ヤハ文庫ニテ定メラル此ノ場合借用請求票ハ送付票ト
 シテ現品ト共ニ領收シ借用票ハ文庫ニ渡スモノトス借用期間終ツテ還納ノ際ハ現品ニ借用請求
 票ヲ添付シ借用票ト交換スルモノトス

然シテ一時貸與ノモノハ受拂簿ニ記註スルヲ要セザルモ區別シテ登録シ置ク方圖書整理上可ナ

借用期限ハ特殊ノ事由アルモノノ外一ケ年以内ナリ借用期限ヲ延期スル場合ハ機ヲ逸セズ再借用ノ手續ヲナスヲ要ス（還納票ニ通請求借用票各一通）使用者ハ他ニ轉貸スルヲ得ズ

(b) 訂正 照合

軍事教育圖書ノ訂正ハ秘以上ノモノニアリテハ内令ニ普ノモノハ達號ニテ告示セラル此ノ場合別紙正誤表ヲ配付シテ訂正スル場合ト單ニ内令達號ノミニヨリ訂正スベキ場合トアリ別紙ヲ配付セラレザル場合ハ内令達號ヲ見テ訂正セザルベカラズ

艦船ニテハ内令達號ハ回覽セラルルヲ以テ之ニ注意シ見落サザルコト肝要ナリ

秘以上ノ正誤表ニハ之ト共ニ送付票領收票送付シ來ルヲ以テ領收票ニハ航海長職氏名記入捺印ノ上送付シ送付票ハ改正追加貼付紙送付票綴リニ綴リ込ムモノトス照合ハ秘密圖書ト同様ニ文庫ノ原本ニヨリ行フベシ

(c) 毀 損 亡 失

「軍事教育圖書經理規程」ニヨリ航海長（兵備品取扱主任）ハ事由書（會計法規類集下卷第三號様式）ヲ調製シ所轄長ノ證明ヲ得文庫主管（兵備品會關官吏）ヲ經テ出納命令官ニ提出シ其ノ指揮ヲ受ク 但シ兵備品取扱主任ハ其ノ保管品ニシテ頻々使用ノ結果實用ニ適セズト認メタル

(九) 報 告
 時ハ前項ニ依ラズシテ其ノ引換ヲ文庫主管（兵備品會計官吏）ニ請求スルコトヲ得
 尚ホ機密圖書ニアリテハ「海軍機密書類取扱規則」ヲ参照スベシ

軍事教育圖書ハ極秘以上ノモノニ對シ「軍事教育圖書經理規程」第十條及第一號書式ニ基キ每
 年十一月一日現在ニヨリ所定様式ノ現在調（軍機軍極秘極秘ノ三種ヲ備品消耗品ニ區別ス）二
 通ヲ調製シ内一題ヲ同月末日迄ニ所屬兵備品會計官吏文庫主管ニ報告シ他ノ一通ヲ控トシテ保
 存シ置クヲ要ス

之ガ調製ニ關シテハ秘密圖書ノ部ニ就キ知ルベシ

(十) 供 用

秘密圖書ト同様ノ手續ヲ行フ

但シ雜誌扱ノ圖書ハ便宜各室ニ供用シ閱覽ニ供スルヲ可トス

(十一) 調 査

秘密圖書ト同様ノ手續ヲ行フ

消耗品ト雖モ消耗シテ可ナリトノ意味ニ非ラズ毀損亡失ノ際ハ其ノ手續ハ甚シク繁雜ナルコト
 前述ノ如シ

機密圖書調査ノ際同時ニ普通圖書消耗品ニ付キテモ調査スルヲ可トス

第五節 水路圖誌、航空圖誌

(一) 水路圖誌並航空圖誌ト稱スルハ水路部ニテ刊行スル秘密圖誌以外ノ圖誌ニシテ水路圖誌及航空

圖誌經理規程(内令提要卷一)ニヨル各定數表ニ掲ゲラレタル圖誌及其ノ製造材料品ヲ謂フ

各艦ニ供給サルベキ圖誌ハ定數表ニ記載シアルヲ以テ文庫ヨリ其ノ定數丈ノ配布ヲ受ク其ノ他

特別任務(遠洋航海等)ニ就ク場合ニハ同地方ノ水路圖誌ヲ文庫ヨリ借用シ置クヲ要ス

水路圖誌ハ兵備品ノ一部ヲナシ備品、消耗品、貸與品、製造材料品ニ分タレ此レガ取扱ニ關シ

テハ前記經理規程ニ據ルベシ

水路圖誌ノ消耗品ハ消耗シ可ナルモ國家經濟ヲ圖ル上ヨリ出來ル丈大切ニ使用スルヲ要ス

(二) 帳簿

水路圖誌取扱上備ヘ置クベキ帳簿類左ノ如シ

(1) 水路圖誌受拂簿 (備品、消耗品、貸與品各々別冊)

(2) 水路圖誌送付票綴 (同 右)

(3) 水路圖誌還納領收票綴 (同 右)

(4) 水路圖誌借用票綴 (同 右)

(5) 水路圖誌關係綴

(6) 水路圖誌告示綴 (訂正用照校用各別冊
一ヶ年毎ニ別冊トナシ置クヲ便トシ永久保存トス)

(7) 水路圖誌告示一時關係綴

(8) 水路圖誌貸與簿 (誌類海圖類各々別冊トナシ置クヲ便トス)

(三) 送付受領、還納、請求、交換、借用

秘密圖書ト同様ノ手續ヲ行フ

但シ兵備品會計官吏ハ鎮守府文庫ノ海軍書記ナリ從テ各票ノ宛名ハ例ヘバ

兵備品會計官吏横須賀鎮守府文庫海軍書記何某殿トス

廢版圖誌中秘以上ハ還納ノ手續ヲトリ其ノ他ハ便宜處分スレバ可ナリ

水路部發行書誌中水路要報及海流通報等ノ追號刊行物アリ

海流通報ハ受領スルモ領收票ヲ要セズ

各々艦長航海長ノ査閲ヲ受ケタル後號ヲ追ヒ之ヲ綴リ航海中隨時見得ル様海圖室ニ備ヘ置クヲ

可トス

借用期限ハ特殊ノ事由アルノモヲ除クノ外一ヶ年以内トシ借用期限ヲ延期スル場合ハ機ヲ逸セ

ズ再借用手續ヲ要ス
 (四) 訂正照合

水路圖誌ノ訂正ハ水路告示ニ依ル水路告示ハ毎週一回宛出ヅルヲ例トシ軍艦ニハ四通宛供給セラルルヲ以テ一通ヲ照校用トシテ保存シ他ノ三通ヲ以テ關係海圖並誌類ヲ訂正ス水路告示ハ艦船ニ配付スルニ列ダチ官報ニ掲載セラルルヲ以テ航海スル方面ハ官報ニ依リ訂正スルヲ可トス水路告示ヲ受領セバ其ノ都度訂正シ常ニ完璧ヲ期セザルベカラズ

水路圖誌ノ訂正ハ一ノ技術ニシテ數ヲ重ネザレバ上達セズ之ガ參考トナルベキ事項ハ附録ニ記載セルヲ以テ補正ニ際シテハ之ヲ参照スベシ

(註) 水路圖誌ノ訂正ニ關シテハ秘密圖書第九項軍機水路告示ニ依ル訂正ノ部ヲ参照スベシ

尙ホ水路圖誌訂正ニ當リテハ水路圖誌受拂簿ヲ參照シ訂正スベキ水路圖誌ノ數量ヲ調査スルヲ要ス然ラザレバ一部ハ訂正濟ミナルモ他ハ未ダ訂正セラレザル儘ニテ終ルコトアリ

又海圖ノミ訂正シ圖誌ノ訂正ヲ忘ルルコトアリ或ハ水路告示ヲ精讀セザルガ爲ニ關係ナキ訂正項目ノ間ニ關係アル項目ノアルヲ知ラザルコトアリサレバ水路告示ノ一字一句モ忽ガセニスルコト無ク再三熟讀了解スルヲ要ス

訂正ノ確實ヲ期スル爲時機ヲ得次第文庫ノ原圖ト比較照合シ置クコト必要ナリ而シテ航海セン
トスル前ニハ必ず關係海圖ノ照合ヲ行ヒ圖誌ノ不備ニヨル災厄ヲ未然ニ防止スルコト緊要ナリ
照合ニ關シテハ秘密圖書ノ場合ト同様ナリ

第六節 軍令部刊行圖書

(一) 茲ニ軍令部刊行圖書ト稱スルハ軍令部ヨリ發行スル圖書ノ中秘密圖書ニ屬スルモノヲ除キタル

モノノ總稱ニシテ之ヲ左ノ通區分セラル

一、軍令部刊行圖書（證票ヲ要セズ）

- | | |
|---------|-------------|
| (イ) 軍 機 | (ロ) 軍 極 秘 |
| (ハ) 極 秘 | (ニ) 秘(部外秘) |
| (ホ) 普 通 | (ヘ) 追 號 刊 行 |

a 軍令部秘報（三冊送付シ來ル艦長室、士官次室ニ各々板綴トナシ備付ク）

b 軍令部常報（同 右）

c 在東洋列國艦船所在一覽表（一通送付シ來ル板綴トシ保管ス）

d 刊行圖書通報（二通送付シ來ル一通ヲ以テ刊行圖書目錄ヲ訂正貼付シ他ノ一通ハ）
號ヲ追ツテ綴トナシ保管ス

二、臨時軍事調査圖書

三、軍事研究資料

四、軍事調査研究録

此が取扱ハ「海軍機密書類取扱規則」並ニ「大正八年一月十五日海令機密第二號軍令部刊行機密書類取扱ニ關スル件」(内令提要卷一)ニ準據スルモノトス軍令部刊行圖書ハ軍令部刊行圖書目録ニ掲記シアリ

(二) 帳簿

軍令部刊行圖書取扱上備へ置クベキ帳簿類左ノ如シ

- (1) 軍令部刊行圖書保管原簿(一定ノ様式無キモ軍令部刊行圖書目録ノ書式ニスルヲ便トス)
- (2) 軍令部刊行圖書送付票綴(軍極秘、極秘、秘、普通各々別冊トスルヲ便トス)
- (3) 軍令部刊行圖書通報綴
- (4) 軍令部刊行圖書焼却報告綴
- (5) 軍令部刊行圖書還納目錄綴
- (6) 軍令部刊行圖書關係綴

(7) 軍令部刊行圖書現有調書綴

(8) 軍令部刊行圖書貸與簿

(三) 保管

秘密圖書ニ同ジ

(四) 送付受領

軍令部刊行圖書ノ供給廳ハ極秘以上ニアリテハ鎮守府要港部及獨立部隊ニシテ同副官ヲ經由シ來ル、秘以下ノモノハ軍令部ヨリ直送シ來ル

添付ノ送付票ハ之ヲ送付票綴ニ綴込ミ受領票ハ必要事項記入（機密圖書保管者ノ欄ニハ航海長何某ト記入）シ航海長ノ捺印ヲ請ヒ軍令部ニ送付ス同時ニ秘密圖書ノ要領ニヨリ保管原簿ニ記入ス新着圖書ノ表紙ニハ接受年月日ヲ記入シ艦長航海長ノ閱覽ニ供シタル後所定ノ場所ニ格納ス

（註）在東洋列國艦艇一覽表ハ在東洋列國艦船所在一覽表ト相似タル所アルモ全然別種ノモノニシテ追號刊行物ニ非ラザルヲ以テ注意ヲ要ス

(五) 還納焼却

軍令部刊行圖書ノ廢版ハ刊行圖書通報ニ掲載シ同時ニ其ノ處理法ヲ指定セラル一般ニ極秘以上

(六) 報 告
 ハ鎮守府ニ還納シ秘以下ハ艦船ニテ焼却ス還納ノ分ニ對シテハ適宜ノ書式ニテ還納目錄一通
 (別表第十一)ヲ調製シ還納圖書ニ添ヘテ鎮守府、要港部及獨立部隊副官ヲ經テ軍令部ニ還納
 ス燒却ノ分ニ對シテハ燒却目錄二通(別表第十二)(内一通ハ控)ヲ調製シ軍令部ニ報告シテ
 燒却スベシ而シテ受拂簿ニハ必ズ刊行圖書通報ノ番號ト共ニ還納燒却ノ旨記シ拂ヒオクヲ要ス
 報 告

(七) 供 用
 軍令部刊行圖書ハ軍機圖書ニアリテハ「海軍機密書類取扱規則」ニヨリ十一月一日現在ニヨリ
 同月末日迄ニ軍機圖書現有調書三通(内一通ハ控)ヲ調製シ他二通ハ鎮守府副官ヲ經テ軍令部
 副官ニ通牒スベシ軍機極秘圖書ハ「軍令部刊行秘密書類取扱ニ關スル件」(内令提要卷一)
 ニ據リ毎年六月一日現在ニヨリ同月末日迄ニ軍機極秘圖書現有調書三通(内一通ハ控)ヲ調
 製シ他二通ハ鎮守府、要港部又ハ獨立部隊副官ヲ經テ軍令部副官ニ送付ス
 其ノ他毀損亡失等ニ關シテハ「海軍機密書類取扱規則」ニ據ルベシ
 供 用
 秘密圖書ニ準ジ取扱フベシ

第七節 雜書

(一) 雜書トハ「經理規程」ニ據ラザルモノノ内軍令部刊行圖書ヲ除キタル總テノ圖書ヲ云フ之ガ取扱ニ關シテハ秘密ニ屬スルモノハ「海軍機密書類取扱規則」「鎮守府機密例規」ニ據ルベク特ニ發行廳ヨリ指示サルルノ外便宜ノ方法ヲ以テ保管スベシ

(二) 帳簿

雜書取扱上備へ置クベキ帳簿類左ノ如シ

- (1) 雜書受拂簿 (發行廳毎ニ記註スルヲ便トス)
 - (2) 雜書送付票綴
 - (3) 雜書還納並燒却目錄綴
 - (4) 雜書現有調書綴
 - (5) 雜書關係綴
 - (6) 雜書貸與簿
 - (7) 海軍艦政本部秘(普)報改訂正紙綴
- 雜書ノ發行廳主ナルモノ次ノ如シ
- (1) 技術研究所、艦政本部

- (2) 海軍省、軍令部、水路部
 - (3) 鎮守府、要港部
 - (4) 各學校
 - (5) 艦船部隊
 - (6) 各工作廳
- (三) 送付受領領
- 收票ヲ要スルモノハ秘密圖書ト同様ノ手續ヲ行フ
- (四) 報告
- 軍機圖書ニ關シテハ「海軍機密書類取扱規則」ニ據リ十一月一日現在ニヨリ同月末日迄ニ軍機圖書現有調書二通（内一通ハ控）ヲ調製シ發行廳ニ送付ス（艦本技研秘報機關通報之ニ準ズ）然ラザルモノハ特ニ規程シアルモノノ外報告ヲ要セズ
- (五) 供用
- 秘密圖書ト同様ノ手續ヲ行フ但シ雜誌類ハ特ニ貸與簿ニ記註スルヲ要セズ
- (六) 改訂正
- 軍事教育圖書ト同様ノ手續ヲ行フ

海軍艦政本部秘（普）報集追加改正ニ關シテハ左記ニ依リ處理ス

(イ) 追加紙

二通送付シ來ル一通ハ艦内板挾回覽トナシ然ル後各々海軍艦政本部秘（普）報集中相當部類ノ末尾ニ頁順ニ綴込ミ卷首目錄ニ首題及頁數等記入ス

(ロ) 改訂正紙

海軍公報ノ大サニシテ艦内板挾回覽トナシ然ル後海軍艦政本部秘（普）報集中首題ノ部ヲ改訂正ヲ行フ（此ノ改訂正紙ノ文書番號ハ改訂正セントスル原書ト同様ノ文字ヲ使用シアリ）

改訂正紙ハ秘ト普トニ分チ一括シテ綴リ置クヲ要ス

(ハ) 保管

雜書ノ種類及取扱ニ關シテハ以上述べタル處ヲ以テ盡キルモ主計長主管需品ニシテ便宜上各艦ニ於テ航海長保管トナシアルモノアリ之ガ保管ニ關シテハ主計長責任ヲ負フベキモ航海長ハ各種圖書ヲ保管セル關係上航海長保管トナスヲ便トスルヲ以テナリ
即チ “Fighting Ship” “Naval Annual” “Air Craft” 等ナリ

國際通信書（信號編）ハ航海長主管需品（備品）ニシテ之ガ出納ニ關シテハ掌信號長之ニ當ル

第八節

圖書一般ニ關スル事項

第一 一引 繼圖書

機密圖書保管者交代ノ場合其ノ引繼ヲ終了シタル時ハ艦長ハ其ノ都度機密書類引繼終了ヲ在籍鎮守府司令長官宛報告ス其ノ規程書式ハ各鎮守府ニヨリ異ルヲ以テ其ノ鎮守府機密例規ヲ參照スベシ

航海士ハ航海長交代ノ際引繼調書ヲ二枚調製シ一枚ハ提出シ他ノ一枚ハ控トシテ引繼調書綴ニ順次ニ綴リ置キ之ヲ保管スルモノトトス

「機密書類引繼報告様式」(各鎮守府機密例規文書ノ部)

「海軍機密書類取扱規則」

第二 圖書貸與

圖書ノ供用ハ航海士トシテハ可成煩雜ナルコトナルモ其ノ取扱ハ極メテ慎重ニ行フヲ要ス他ノ用事ニ捉ハレタル場合ノ如キ往々貸與簿ノ記註ヲ怠リ後ニ至リ其ノ所在ヲ知ルニ苦シム事無キニアラズ圖書供用者ノ轉勤入院等ノ場合ニハ能ク注意シ其ノ借用圖書ノ返却ヲ催促スベシ

圖書貸與簿ノ形式ハ各所屬、鎮守府機密例規ニ依ル

第三 新着圖書ノ紹介

各種ノ圖書新着シタル時ハ此ヲ艦内准士官以上ニ知ラシムル必要アリ而モ圖書其ノモノヲ回覽スル事ハ機密保持上並保管上困難ナレバ便宜ノ方法ニテ紹介ヲナスヲ可トス半葉ノ美濃野紙ニ別表第十三表ノ如キ様式ノ紹介書ヲ複寫紙ニテ二枚作り一枚ハ板挾トシテ回覽シタル後他一枚ト共ニ各々士官室及士官次室備付新着圖書目録綴ニ綴テ込ム如キモ一方法ナリ

第四 帳簿検査及實況検査並檢閲

「海軍兵備品會計規程」ニ依リ毎月一回及外國ヨリ歸白ノ場合帳簿検査及實況検査ヲ行ハル帳簿検査ハ帳簿上ノ會計經理ノ検査ニシテ此ノ時ハ各受拂簿證憑書類ヲ提出シ検査ヲ受ク若シ前任者ヨリ引繼シテ帳簿證憑書類自信ナキ時ハ文庫ニツキ帳簿證憑書類ノ照合ヲ行フヲ可トス然シテ諸帳簿證憑書類ハ不斷ニ注意シテ記註シ或ハ整理シ置ケバ検査ノ際恐ルルニ及バザルモノナリ

検査ノ時最モ多ク見出サルル缺點ハ證憑番號ノ脱セルモノ數量ノ異レルモノ機密番號ノ誤レルモノ帳簿ニ頁ヲ記註シアラザルモノ等ナリ不斷ノ注意ヲ要ス

實況検査ハ經理部員乘リテ現品ノ現狀ヲ検査スルモノナリ之ニ關シテハ第三項第二十目實況検査ノ部ヲ参照スベシ

恒例検査ノ際圖誌ノ訂正改補ノ良否ノ検査ヲ受ク日常確實ニ訂正改補ヲナシアラバ特ニ準備スル必要ナシト雖モ些ノ不注意ニ依リ檢閲ノ成績ニ影響ヲ與フルガ如キハ航海士トシテ不面目ナル事ナリサレバ檢閲ノ前ニハ秘密圖書、軍事教育圖書、秘密水路圖誌、水路圖誌ヲ文庫ノ原本ニ付テ豫メ照合シ置クヲ要ス

第五 證憑記註ニ關スル注意事項

前述ノ如ク兵備品受拂還納借用等ノ證憑ハ六、七、十號用紙ヲ使用スルモノトス然シテ吾入青年士官ノ配置ニシテ六、七、十號用紙ヲ使用スルハ航海士ノミニシテ他ハ總テ掌砲長、掌水雷長等掌長ノ所掌ナリ

將來分隊長トナリ料長トナリタルトキ直接必要トナルベキヲ以テ航海士ノ配屬中充分會得シ置クヲ要ス之ガ記註上注意スベキ事項ヲ列舉スレバ次ノ如シ

一、別表第一乃至第八ノ如キ様式ナルコト

(イ) 欄外ニ所轄名及ビ備品、消耗品、貸與品等ノ別ヲ記註ス

(ロ) 品名記入ノ際ハ餘白ヲ置カズ最後ニ「計」ヲ記入ス

(ハ) 同一品名ノモノニシテ二行以上ニ及ブトキハ極秘（軍機軍極秘）番號ヲ上欄ニ記註シ單位呼

稱等次ノ行ニ記註スベキモノトス

- (二) 秘以上ニシテ小番號アルモノハ併記ス
- (ホ) 字ヲ消シタル時ハ必ず航海長（取扱主件）ノ消印ヲナス
- 二、二枚以上ニ及ブ時ハ之ヲ綴リ各種ニ調印ヲ爲スヲ要ス然シテ二枚目以後ハ品名、器位、呼稱、數量ノミヲ記註シ其ノ他ノ事項ハ記註スベカラズ
- 三、品名ノ順序ハナルベク供給表、定數簿若クハ目錄ノ順序ニヨリ水路圖誌（軍機秘共）ノミハ番號順ニナスベシ
- 四、證憑ニ誤記若クハ脱漏アルトキハ整理不可能ニ付圖書ノ受授ニ際シテハ航海長（圖書取扱主任）ノ印及ビ用紙ヲ携帯ス
- 五、他所屬文庫ニ還納請求等ノ場合ハ證憑ヲ一枚多ク調製スルヲ要ス
- 六、貸與品トハ物品其ノ物ヲ貸與品トシテ指定シアルモノノコトニシテ定數無クシテ借受ケシモノノコトニ非ズ
- 七、各欄ノ記註法

宛名	數量	稱呼	品名	欄種類
文庫主管	正味冊(枚)數	冊 (兵用地點圖ハ枚)	圖書名及ビ其ノ下ニ附番號(海軍々機第號)	秘密圖書
同上	同上	水路秘第(一)號(二)號(三)號ハ部 書誌ハ枚 海圖ハ枚	番號ノミ (水路軍機第號)	秘密水路圖誌
同上	定數簿ニ依ル (一冊ノモノモ一部ノモノモ一ナリ)	定數簿ニ依ル	標記番號アルモノハ番號 (海軍教秘第號) 無キモノハ書名	軍事教育圖書
文庫書記	正味冊(枚)數	綴シタルモノハ部 海圖ハ枚 書誌ハ枚	海圖番號ノミ (海圖第號) 書誌第號及書名	水路圖誌

第六 受拂簿ノ作り方

一、様式

様式ハ「兵備品會計規程」第五號書式ニシテ庶務ニアリ

二、表紙ノ書方

表紙ノ書方ハ區々アルモ次ノ様式ヲ可トスベシ

三、受拂簿ノ種類

前述ノ如シ

四、口座ノトリ方（別表第十四参照）

口座ノトリ方ニ充分意ヲ注ガザレバ直ニ亂雜不順ニナリテ到底收拾スベカラザルニ至ルベシ詳細ヲ述ブレバ

(イ) 秘密圖書

秘密圖書供給表（内令提要）及ビ暗號書（表）供給表ノ順序ニトリ品名ハ書名ト其ノ下ニ附番號（海軍軍機第 號ノ如シ）ヲ記註ス

(ロ) 秘密水路圖誌

口座ハ軍機海圖、軍機書誌、秘海圖、秘書誌ノ順ニシ各番號順序ニ依リテ整理ス但シ現品ト

昭和 年度

何 品

受拂簿

某 艦

對照ノ上圖名若クハ書名ヲ書キテ差支ナシ

此ノ際ハ番號ノ下段ニ記註スベシ

新ニ圖誌追加サレタル場合受拂簿中其ノ番號ノ位置ニ挿入シ易キ様一葉ニ一段或ハ二段丈ケ設クル如クスルヲ可トス

(ハ) 水路 圖 誌

(ロ)ニ述ベタルト同様ナリ海圖、書誌ノ順ニシテ各番號順序トナス

(ニ) 軍事教育圖書

品名ノ整理ハ標記番號アルモノハ其ニ依リ無キモノハ書名ヲ以テ整理ス口座ハ定數簿通り類別順ニトリ各類ノ末尾ニ餘白ヲ置クヲ要ス又類別ノ區分、定數簿ノ番號ヲ併記セバ誤謬ノ發見查上便利ナリ

(ホ) 貸 與 品

貸與品ハ必要ニ應ジテ借用スルモノニシテ豫メ口座ヲトルコトハ不可能ニシテ又其ノ必要ナシ備品帳簿ノ末尾ニ其ノ區別ヲナシ適當ナル餘白ヲ設ケ借用シタル場合初メヨリ登記シ行ケバ充分ナリ茲ニ注意スベキハ備品或ハ消耗品ヲ借受ケテモ貸與品ト謂ハザルヲ以テ此ノ貸與品ノ座ニ登記スルヲ得ズ此等ハ定數アリテ受入レタルモノノ座ニ借受トシテ併記スベキナリ

(ハ) 記帳ヲ要セザルモノ

イ、普通圖書改正書類

ロ、軍事教育圖書、消耗品七類ノ雜誌類及雜誌扱若クハ兵備品外ト特ニ指定シアル圖書

ハ、臨時借用ノモノ即チ送票ナキモノ

五、受拂簿ノ變更

從來ノ受拂簿ニ餘白無クナリタル場合或ハ記事亂雜トナル場合ニハ新シキモノヲ作ラザルベカラズ此ノ際注意スベキハ繰越セシ帳簿ノ摘要欄ニ記入スル文字ナリ一般ニ次ノ三通リアリ

(イ) 前帳簿ヨリ轉記

(ロ) 前年度ヨリ越高

(ハ) 舊帳簿ノ記入事項ヲ其ノ儘轉記セルモノ

(イ)ハ無難ナルモ(ハ)ハ不都合ナリ(ロ)ノ如ク前年度ヨリ越高トスルハ四月一日現在ナラザルベカラズ但シ消耗品ヲ除ク外ハ年度ノ締切サヘ不要ナルヲ以テ之ヲ固守スルニ及バズ

(ハ)ハ舊幽簿ヲ新帳簿ニ引繼ギタルモノニアラズシテ舊帳簿ノヤリ直シナリ之ハ單ニ手數ナルノミナラズ此ノ種ノ帳簿ノ多クハ舊帳簿ニ於ケル現在高ノ零ノモノハ轉記シアラザルヲ以テ明カニ記帳脱漏トナリ同時ニ過去ニ於テ査閲ヲ受ケタル帳簿ガ反古ニナリ實ニ不都合ナリ

舊帳簿ヨリ越シタルモノハ全部前帳簿ヨリ轉記トシテ受入レ其ノ後ノモノノミヲ従前ノ如キ摘要記事ニヨリ登記スベキモノナリ

六、出納記 録

出納ハ總テ證憑書類ニニ係リテ記入ス

(イ) 日付欄

日付ハ證憑ノ日付ニ依ル

(ロ) 摘要欄

書方ハ區々ニシテ間違無キ限リ如何ニ書クトモ差支ナキ様ナルモ帳簿トシテノ體裁、將來取調ノ必要アル場合等ヲ考慮シ左ニ大略標準トセラレラルモノヲ舉グ

(イ) 供給ヲ受ケシ時 「横鎮文庫ヨリ受」

(ロ) 借用ヲ受ケシ時 「横鎮文庫ヨリ借受」

(ハ) 還納セシ時 「横鎮文庫ニ還納」

(ニ) 廢版ニシテ適宜處分セシ時

水路圖誌 「告第 號ニヨリ離權」

教育圖書 「教圖書第 號ニヨリ離權」

(丙) 減耗セシ消耗品ヲ拂フ時 「消耗拂」

第七 事務用 印版

航海士ハ兵備品取扱ヲ自ラ行ハザルベカラズ依テ諸帳簿整理上事務用印版ヲ作製シ置クヲ要ス之ガ種類ヲ擧grenハ次ノ如シ

軍艦警手

兵備品取扱主任警手航海長

兵備品會計官吏 鎮守府文庫主管 殿

兵備品會計官吏 鎮守府文庫海軍書記 殿

横須賀 吳 佐世保

横鎮文庫ヨリ受 軍令部副官ヨリ受

横鎮文庫ニ還納

借用 請求 領收 還納

貸與品 消耗品 備品

廢版ニ付 毀損ニ付 棄却 燒却 離權

部 冊 枚 計
海圖第 號 海軍々機第 號
第 號

海軍教秘 教普 教極秘 教本極秘 教本秘 教本普
水路軍機第 號 水路秘第 號
海令軍機 海令極秘 普秘 極秘 軍極秘 軍機 海軍々機
航海長ノ姓名 在籍鎮守守文庫主管ノ姓名 在籍鎮守府海軍書記ノ姓名

類	番	號

小番號

0.1.2. 以下 9 迄ノ數字
告第 號
教圖書第 號

第五 章

航海士トシテ研究ヲ要スル事項

航海士任命ノ際ハ出來ル丈ケ早ク左記事項ヲ研究スルヲ要ス

一、艦ノ軍用上ノ性能及運動力

(イ) 航海長申繼事項

(ロ) 運動力要表 (秘密圖書)

(ハ) 艦橋要表

二、艦内航行

(イ) 操舵所及操舵系統並ニ通信裝置及艙橋信號裝置

(ロ) 磁氣羅針儀裝備位置、轉輪羅針儀室及羅針儀ノ裝備位置並系統

(ハ) 艦橋機械室及電信室間ノ通信裝置

(ニ) 艦橋各室間ノ通信裝置

(ホ) 艦橋備付ノ發受信器及電話裝置

(ケ) 航海諸燈、艦首信號燈、將官燈、碇泊燈、其ノ他信號諸燈ノ接斷位置

- (ト) 測深儀、測程儀、其ノ他航海兵器、氣象兵器ノ裝備位置並受信器位置
 - (チ) 溺者通報電鐘、晴雨計、救命救難浮標ノ位置
 - (リ) 航海科倉庫位置並主要格納品
 - (ハ) 經線儀室位置並時刻整合装置
 - (ニ) 水路圖誌、秘密水路圖誌、軍事教育圖書、秘密圖書、軍令部刊行圖書格納位置
- 三、諸 圖 書

第一章乃至第四章ニ掲ゲタル諸規則ヲ知悉スベキハ勿論其ノ他研究ヲ要スル事項左ノ如シ

- (イ) 海戰要務令
- (ロ) 海軍演習令
- (ハ) 操艦教範、艦隊運動教範、航海兵器教範、見張教範、見張教範、操艦教範
- (ニ) 短艇操式
- (ホ) 海軍航海術 (第一、二、三、四、五篇)
- (ヘ) 海軍要務令
- (ト) 關係艦隊法令 (第一艦隊法令ハ基準トナル)
- (チ) 關係機密法令、法令

- (㉑) 運動力檢測參考書（航海學校編）
- (㉒) 海軍兵學校航海術教科書
- (㉓) 航海關係年報、教育參考資料、教育彙報類

（終）

HP『海軍砲術学校』公開史料

兵備品出納命令官

備

兵備品會計官吏

品

秘密圖書送付票

磐手

(別表第一)
第六、七、十號

本票ノ物品領收候也							
昭和7年3月3日							
兵備品會計官吏横須賀鎮守府文庫主管 何某 印							
兵備品取扱主任磐手航海長 何某 殿							
品名	單位呼稱	數量	單位	代價	記事		
海軍々機第 321 號	冊	2					新規供給
海軍信號規程	5 6						
海軍々機第 322 號	"	2					
海軍信號書	23 24						
計	"	4					

豫算	受付
原簿	調査
出納簿	現品
補助簿	正算

HP 『海軍砲術学校』 公開史料

海 軍 信 號 規 程 冊

P 32

海軍々機第236號

(別表第二)

年	月	日	摘 要	證 憑 番 號	受	拂	残
14	2	—10	横鎮文庫ヨリ受(32)	214	1		1
5	5	—20	横鎮文庫へ還納(32)	10		1	0
5	5	—21	横鎮文庫ヨリ受(513)	15—12	2		2
			海 軍 信 號 書		冊		
			海軍々機第322號				
2	4	— 1	前帳簿ヨリ轉記(3.4)		2		2
5	5	—21	横鎮文庫へ還納(3.4)	17		2	0
			締 高		2	2	

HP 『海軍砲術学校』 公開史料

兵備品出納命令官

備
品

兵備品會計官吏

秘 密 圖 書 領 收 票

磐 手

(別表第三)
第六、七、十號

本 票 ノ 物 品 領 收 候 也							
昭 和 7 年 3 月 3 日							
兵備品取扱主任磐手航海長 何 某 印							
兵備品會計官吏横須賀鎮守府文庫主管 何 某 殿							
品 名	單位 呼稱	數 量	單 位	代 價	記 事		
海軍秘第一號	冊	3					
海軍無線通信規程 18 19 20							
計	”	3					

豫算	受付
原簿	調査
出納簿	現品
補助簿	正算

HP『海軍砲術学校』公開史料

兵備品出納命令官

備
品

兵備品會計官吏

秘 密 圖 書 還 納 票

磐 手

(別表第四)
第六、七、十號

本 票 ノ 物 品 還 納 候 也

昭 和 7 年 3 月 3 日

兵備品取扱主任磐手航海長 何 某 ⑨

兵備品會計官吏横須賀鎮守府文庫主管 何 某 殿

品 名	單位呼稱	數 量	單 位	代 價	記 事
海軍秘第150號	冊	2			廢版 = 付
海軍信號規程 23 24					
計					

核算	受付
原簿	調査
出納簿	現品
補助簿	正算

HP 『海軍砲術学校』 公開史料

兵備品出納命令官
備品 兵備品會計官吏

秘密水路圖誌還納票

磐手

(別表第五)
第六、七、十號

本票ノ物品還納候也						
昭和7年3月3日						
兵備品取扱主任磐手航海長 何 某 ⑩						
兵備品會計官吏横須賀鎮守府文庫主管 何 某 殿						
品名	單位呼稱	數量	單價	代價	價	記事
水路軍機第 340 號	枚	1				
水路軍機第 425 號	”					
計	”					
登記第 35 號						此ハ文庫ニテ記入ス
本票ノ物品領收候也						
昭和7年3月3日						
兵備品會計官吏横須賀鎮守府文庫主管 何 某 ⑩						
兵備品取扱主任磐手航海長 何 某 殿						

豫算	受付
原簿	調査
出納簿	現品
補助簿	正算

HP『海軍砲術学校』公開史料

兵備品出納命令官

備
品

兵備品會計官吏

秘 密 圖 書 請 求 票

磐 手

(別表第七)
第六、七、十號

本 票 ノ 物 品 請 求 候 也

昭 和 7 年 3 月 3 日

兵備品取扱主任磐手航海長 何 某 (印)

兵備品會計官吏横須賀鎮守府文庫主管 何 某 殿

品 名	單位 呼稱	數 量	單 位	代 價	記 事
海軍々機第 28 號	冊	3			定數不足 = 付
艦隊運動程式					
計					

豫算	受付
原簿	調査
出納簿	現品
補助簿	正算

HP『海軍砲術学校』公開史料

兵備品出納命令官
備品 兵備品會計官吏

秘密圖書請求票

磐手

(別表第八)
第六、七、十號

本票ノ物品請求候也							
昭和7年3月3日							
兵備品取扱主任磐手航海長 何 某 ⑩							
兵備品會計官賀鎮守府文庫主管 何 某 殿							
品名	單位呼稱	數量	單價	代價	價	記	事
海軍々機第74號	冊	3					定數不足 = 付
海戰要務令							
32, 33, 34							
計							
送第24號							此ハ文庫ニテ記入ス
本票ノ物品送付候也							
昭和7年3月3日							
兵備品會計官吏横須賀鎮守府文庫主管 何 某 ⑩							
兵備品取扱主任磐手航海長 何 某 殿							

豫算	受付
原簿	調査
出納簿	現品
補助簿	正算

HP 『海軍砲術学校』公開史料

兵備品出納命令官
 備 兵備品會計官吏
 品 秘密水路圖誌借用請求票 警 手

(別表第九)
 第六、七、十號

本票ノ物品請求候也
 昭和7年3月3日
 兵備品取扱主任警手航海長 何 某 ㊟
 兵備品會計官吏横須賀鎮守府文庫主管 何 某 殿

品名	單位呼稱	數量	單價	代價	價	記 事
水路秘第4號	枚	1				行動上必要=付
計						

豫算	受付
原簿	調査
出納簿	現品
補助簿	正算

HP 『海軍砲術学校』 公開史料

兵備品出納命令官

兵備品會計官吏

貸與品

秘密水路圖誌借用票

磐 手

(別表第十)
第六、七、十號

本票ノ物品請求候也

昭和 7 年 3 月 3 日

兵備品取扱主任磐手航海長 何 某 ⑩

兵備品會計官吏横須賀鎮守府文庫主管 何 某 殿

品名	單位呼稱	數量	單價	代價	價	記事
水路秘第3號	枚	1				行動上必要=付
計						

豫算	受付
原簿	調査
出納簿	現品
補助簿	正算

(別表十一)

極秘圖書還納目錄

調製年月日	種別	圖書名	數量
		右刊行圖書通報第 號ニ依リ還納候也	

昭和七年三月一日

機密圖書保管者 磐手航海長

何

某

㊟

軍令部 副官 殿

(註) 書式規定ニアラザルモノニ對シテハ書類ノ性質ニ應ジ以上ノ諸列ヲ參照シ適宜ノ形式ヲ用

フレバ可ナリ

(別表第十二)

昭和七年三月一日

機密圖書保管者磐手航海長

何

某

印

軍令部 副官 殿

秘密圖書燒却報告

調製年月日	種別	圖書名	數量

右刊行圖書通報第

號ニ依リ燒却候也

(了)

(註)

書式規定ニアラザルモノニ對シテハ書類ノ性質ニ應ジ以上ノ諸例ヲ參照シ適宜ノ形式ヲ用

フレバ可ナリ

HP 『海軍砲術学校』 公開史料

(別表第十三)

新刊圖書目録(昭和 年 月 日受)

艦副長
航海長

士室官
第一次室
第二次室
准士官室

	種別
	圖書名
	小番號及 番號
	冊數
	發行廳
	記事

年	月	日	摘 要	證憑番號	受	拂	残
3—	4—	1	横鎮文庫ヨリ受(24.25)	16	2		2
			水路軍機	第630	號	枚	
3—	4—	1	横鎮文庫ヨリ受(77)	18	1		1
			(6—75)海軍航海術	第一篇	地文航法	教本普第98	號部
3—	4—	1	横鎮文庫ヨリ受	19	1		1
5—	11—	22	横鎮文庫還納(教圖書第 號)	135/15		1	0
			締高		1	1	
			(2—14)航	空 納	教 科 書	海 軍 教 普	第229號部
4—	5—	7	横鎮文庫ヨリ受	1—14	1		1
4—	7—	3	横鎮文庫ヨリ受	27	2		2
			締高		3	0	
5—	4—	1	前年度ヨリ越高		3		3
			締高		3	0	
6—	4—	1	前年度ヨリ越高		3		3

HP 『海軍砲術学校』 公開史料

(別表第十五)

航海士一般勤務表

年	毎							毎			毎			時機														
	(十)	(九)	(八)	(七)	(六)	(五)	(四)	(三)	(二)	(一)	水	經	航		行													
月														日														
	操	表	兵	軍	軍	經	軍	現	保	教	水	經	航		航													
	操	重	備	軍	軍	現	軍	現	保	教	水	經	航	航														
	操舵裝置故障摘要	重要航海兵器故障摘要表	兵備品實況検査	軍機書類(供用中)ノモノヲ除ク)	軍機書類(供用中)ノモノヲ除ク)	現有調書	軍令部軍極秘極秘圖書現有調書	秘密圖書軍事教育圖書現有調書	秘密圖書經理規程(內令提要卷一)	軍事教育圖書經理規程(會計法規類集下卷)	海軍秘密書類取扱規則(內令提要卷一)	海軍秘密書類取扱規則(內令提要卷一)	海軍會計監督規則(會計法規類集上卷)	艦隊運動訓練規則(內令提要卷二)	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
	通信(信號)係報告	見張	見張	見張	見張	見張	見張	見張	見張	見張	見張	見張	見張	見張	見張	見張	見張	見張	見張	見張	見張	見張	見張	見張	見張	見張	見張	見張
	見張	見張	見張	見張	見張	見張	見張	見張	見張	見張	見張	見張	見張	見張	見張	見張	見張	見張	見張	見張	見張	見張	見張	見張	見張	見張	見張	見張

(附表第十六)

兵備品ノ保管出納ニ關スル諸官

水路圖誌		軍事教育圖書		秘密圖書		品名
鎮守府文庫主管	水路部長	鎮守府參謀長	海軍省主席副官	水路部長	鎮守府參謀長	出納命令官
鎮守府書記	水路部第三課長	鎮守府文庫主管	海軍文庫主管	水路部第三課長	鎮守府文庫主管	會計官吏
		通信隊司令		掃海艇長		分擔會計官吏取扱主任
				二等驅逐艦、二等潜水艦		軍艦、一等驅逐艦、一等潜水艦
				艦長		航海長